

第25回 文化遺産国際協力コンソーシアム 研究会

文化遺産保護の国際動向

— 世界文化遺産・無形文化遺産・水中文化遺産 — 報告書



文化遺産国際協力コンソーシアム

第25回 文化遺産国際協力コンソーシアム研究会

文化遺産保護の国際動向

— 世界文化遺産・無形文化遺産・水中文化遺産 —

第25回文化遺産国際協力コンソーシアム研究会

文化遺産
保護の◆
国際動向

世界文化遺産 無形文化遺産 水中文化遺産

2019年7月24日(水) 13:00-17:00 (12:30開場)

会場 東京文化財研究所 地階セミナー室 (東京都台東区上野公園13-43)

入場無料
事前申込制

※JR上野駅(公園口)より徒歩15分
※JR有楽町線(南口)より徒歩8分

JCHC Heritage

日 時：2019年7月24日(水) 13:00-17:00
会 場：東京文化財研究所 地階セミナー室
(東京都台東区上野公園13-43)
主 催：文化遺産国際協力コンソーシアム

例 言

本報告書は、文化遺産国際協力コンソーシアムが2019年7月24日に開催した第25回研究会「文化遺産保護の国際動向―世界文化遺産・無形文化遺産・水中文化遺産―」の内容を収録したものである。原稿は録音音声をもとに書き起こされたものを、報告書の体裁を整えるために編集者が加筆・修正を加えた。各報告で使用した写真のうち、出典の記載のないものはすべて発表者の提供による。

表紙写真

上：©Anthony Holloway

中：©Agency for Cultural Affairs (Japan), 2017

下：新里亮人氏の提供による

目次

開会挨拶・趣旨説明	5
青木 繁夫 (東京文化財研究所 名誉研究員／文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長)	
講演1 「世界遺産委員会でいま議論されていること」	6
西 和彦 (東京文化財研究所文化遺産国際協力センター 国際情報研究室長)	
講演2 「コミュニティが誇る無形文化遺産」	20
岩崎 まさみ (北海学園大学 客員教授)	
講演3 「水中文化遺産保護をめぐる世界の動向、日本の現状」	28
榎垣田 佳男 (大阪府立弥生文化博物館 館長)	
パネルディスカッション	38
ファシリテーター：岡田 保良 (国士舘大学イラク古代文化研究所 教授／文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長)	
パネリスト：西 和彦、岩崎 まさみ、榎垣田 佳男	
閉会挨拶	48
友田 正彦 (文化遺産国際協力コンソーシアム 事務局長)	

プログラム

- 13:00-13:10 **開会挨拶・趣旨説明**
青木 繁夫
(東京文化財研究所 名誉研究員／文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長)
- 13:10-13:25 **文化遺産国際協力コンソーシアム活動紹介**
友田 正彦
(文化遺産国際協力コンソーシアム 事務局長)
- 13:25-14:10 **世界遺産委員会でいま議論されていること**
西 和彦
(東京文化財研究所文化遺産国際協力センター 国際情報研究室長)
- 14:10-14:55 **コミュニティーが誇る無形文化遺産**
岩崎 まさみ
(北海学園大学 客員教授)
- 14:55-15:05 **<休憩>**
- 15:05-15:50 **水中文化遺産保護をめぐる世界の動向、日本の現状**
襦宜田 佳男
(大阪府立弥生文化博物館 館長)
- 15:55-16:55 **パネルディスカッション**
ファシリテーター：岡田 保良
(国土舘大学イラク古代文化研究所 教授／文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長)
パネリスト：西 和彦、岩崎 まさみ、襦宜田 佳男
- 16:55-17:00 **閉会挨拶**
友田 正彦



開会挨拶・趣旨説明

あおき しげお
青木 繁夫

(東京文化財研究所 名誉研究員／文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長)

お忙しい中、文化遺産国際協力コンソーシアムの研究会『文化遺産保護の国際動向』に参加いただきありがとうございます。文化遺産国際協力コンソーシアムは設立以来、このテーマで研究会を開催してきました。今までの内容はコンソーシアムのホームページに報告書がPDFで掲載されています。もし歴史的な経過を調べたい方は、そこを見てもらうと便利です。きょうは、東京文化財研究所文化遺産国際協力センター西和彦室長、北海学園大学客員教授岩崎まさみ先生、大阪府立弥生文化博物館榎垣佳男館長からの講演があります。

開催趣旨としましては、世界遺産条約が、1972年に採択がされてから40年がたちます。2019年現在では193カ国が締約国となっていて、登録件数そのものも1,112件に及んでいます。利害関係者ではなく、利害関係国と表現をしたほうがいいかもしれませんが、その間でさまざまな問題が出てきて、ひずみが指摘をされている状況です。無形遺産も2009年から運用を開始していて、既に178カ国が締約国として加盟をしています。こちらも世界遺産と同様に、さまざまなひずみが出ています。今回は、西和彦室長と岩崎まさみ先生から世界遺産と無形遺産について、どのような問題点について議論が行われているか詳細な報告があります。

もう一つの水中文化遺産保護条約に関しては、日本はまだ加盟をしていませんが、いずれ日本も加盟をしなければならない時期が来るものと思われます。これは海のシルクロードの問題や、最近の中国の政策との関係でもとても注目されています。その問題について一番詳しい榎垣佳男館長から世界と日本の動向についてのお話があります。きょうのテーマは、今後の日本の文化遺産保護政策や、国際協力のあり方について大きな影響を与えるような内容が含まれていますので、最新の情報を共有していただければありがたいと思います。

世界遺産委員会でいま議論されていること

にし かずひこ
西 和彦

東京文化財研究所
文化遺産国際協力センター
国際情報研究室長

東京文化財研究所の西です。よろしくお願ひします。きょうの私は、コンソーシアム事務局の立場でもあります。私以外にも2人の先生からの講演があります。世界遺産と無形遺産と水中文化遺産とのことで、三題漸になる形ですが、最初に世界遺産の話をしてします。本題に入る前に、新しく登録された資産の話をしてします。まず、地元の皆さんの長年による努力が実って、百舌鳥・古市古墳が登録をされました(図1)。私自身は、推薦作業に少し関わりました。皆さんの努力や、特別な資産であると同時に、地元の中に生き続けている非常に特異な性格を持っていて、そのことが実を結びました。

図2は、インドネシアのサワレントにある炭鉱跡です。炭鉱なので、鉄道とも関わりがあるものです。図3はドイツのアウクスブルクにある水管理システムで、飲料水や工業用水のための施設が町中で大きなネットワークをつくっています。後で話をしますが、ある意味では産業系の資産の代表的なものといえますか、非常に分かりやすい例です。図4は日本の皆さんや、特に建築関係の方には非常になじみが深いですが、アメリカにあるフランク・ロイド・ライトの一連の建物です。これも長年の努力が実って、今回、登録されました。



東京文化財研究所文化遺産国際協力センター、国際情報研究室長。平成8年より文化庁において建造物保護を中心に文化財行政を担当。国際文化財保存修復研究センター(ローマ)プロジェクトマネージャ(平成16~17年度)を経て、平成23年より27年までは記念物課世界文化遺産室で各地の世界遺産推薦や世界遺産委員会に関わる。



図1

© Sakai City Government



図2 © Office of Cultural Affairs, Historical Remains and Museums of Sawahlunto

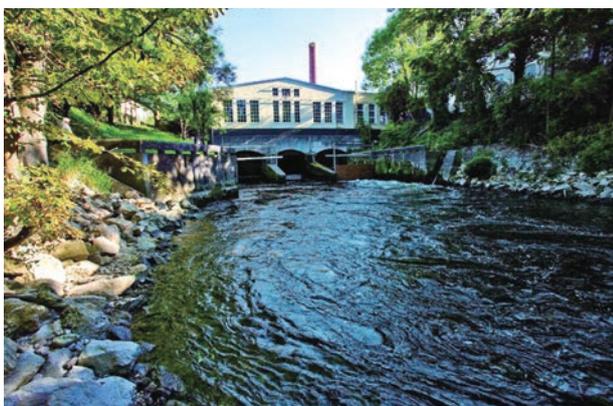


図3 © Context verlag Augsburg

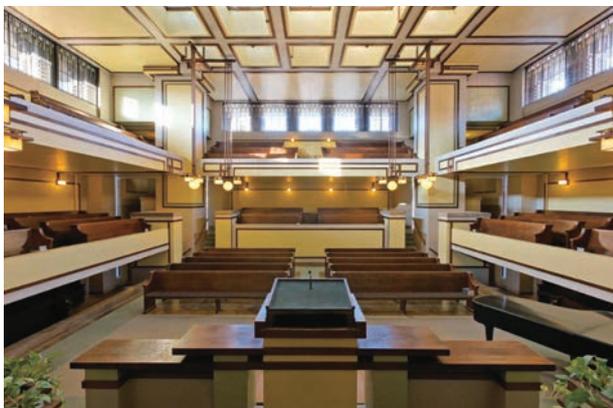


図4 © Unity Temple Restoration Foundation



図5 © Consorzio Tutela del Vino Conegliano

図5は非常にコントラストを上げた写真で、資料写真としては微妙かもしれませんが、イタリアのワインの文化的景観です。この種のもは、今までもいくつかありましたが、今回登録されたものの一つです。次は後ほど詳しく話をしますが、イギリスのイングランドにある電波望遠鏡の天文台です（図6）。戦後のものです。これらは全て、今回のアゼルバイジャンで行われたバクーの世界遺産委員会で、新たに登録をされたものですが、いろいろな資産があります。

資産の素晴らしい話ができるとうれいですが、私自身も精神衛生上はいいのですが、きょうのお題はどちらかといいますと、世界遺産委員会や世界遺産の場でどのような議論がされているか。特に資産の中身よりは、資産の中身をきちんと議論をするためにフレームワークをどのように構築をしていくか。世界遺産は始まってから45年強たっていますが、システムが現状にだんだんとそぐわなくなっている中で、それを立て直すための議論として、どのようなことが行われているかといった辺りを中心に話をしていきます。タイトルは『世界遺産委員会でいま議論されていること』です。

本日はお話しする内容です（図7）。簡単にバクーでの委員会の概要の話をした上で、その中で特に新規登録と保全状況審査について、専門家や諮問機関の勧告がきちんと尊重をされない問題が10年ほど議論されていて、今の諮問機関と委員会の関係性等々がどうなっているかの話。同じく延々と議論が繰り返されている資産の地域的アンバランスの話。他方で、世界遺産の特徴の一つとして、いろいろな文化遺産の分野を押し広げていく推進力になってきたことは確かなので、その話もしていきます。



図6 © Anthony Holloway

本日お話ししたいこと

- ・第43回世界遺産委員会@バクー
- ・助言機関と委員会（保全状況審査と新規登録）
- ・解消されないアンバランス
- ・新たな遺産分野の開拓
- ・気になったこと
- ・今回（ほとんど）議論されなかったこと
- ・Reform？

図7

第43回世界遺産委員会

今回の委員会の議論の中で、ちょっとしたことで、今後を考えると大事になってくるような話をして、最後に世界遺産のシステムや仕組みをどのように変えていくかという議論について話をします。今回の委員会はアゼルバイジャンのバクーにて、6月30日から7月10日までの2週間弱で行われました。日本からも、文化庁や外務省をはじめとする大勢の方が参加されていて、東京文化財研究所からも3名が現地に行き、議論を聞いてきました。

図8は会場の様子です。世界遺産委員会は、非常に規模が大きくなってきていて、今回の参加者は延べ2,000人規模とのこと。開催には、端的にいきますとお金がかかり、どこでも開催できる感じではなくなっています。バクーといえば、私の世代より上の方は世界中の油田の中で有名な所と習ったと思いますが、今でも石油が出ます。ある意味で石油モノカルチャーとなっていて、将来が心配ではありますが、その資金をバックに世界遺産委員会などの国際会議を積極的に開催しています。

これは全くの余談ですが、会場はこのような感じの建物です（図9）。新しく、非常にきれいな会場です。その隣には、日本で悪い意味で有名になってしまいましたが、国立競技場の設計者だったザハ・ハディッドが建てた建物があって、そこでレセプションが開かれました（図10）。良い建物ですが、使いやすいかと言うとやや疑問もあります。先ほど話をしたように世界遺産委員会は2週間あって、いろいろなルールに関することや、新規登録、あるいは、既に世界遺産になっているものの保全についても議論をします。



図8 © Ministry of Culture of the Republic of Azerbaijan



図9 (報告者撮影)



図10 (報告者撮影)

諮問機関と委員会（保全状況審査と新規登録）

その中で、特に新規登録や保全状況に関する議論について話をします。今回は、新しく29件が世界遺産になりました（図11）。29件のうち、文化遺産が24件、自然遺産が7件、複合遺産が1件です。これに加えて、範囲を簡単に書き替えるのではなく、価値に影響があるような軽微でない拡張が、複合遺産については1件行われています。文化遺産の中で、7件は文化的景観に分類をされるものとなっています。この辺りは後で話をしますが、地域別に見るとアフリカが1件、アラブが2件、アジア太平洋が1件、欧州・北米が15件、中南米・カリブが1件のバランスになっています。

きょうお聞きの皆さんは、世界遺産の仕組みについては詳しいと思いますので、あまり詳しい解説の

スライドは作っていませんが、世界遺産の新規登録にあたっては、専門家からの勧告が4段階あります。それをベースにして、最終の世界遺産委員会としての議決も4段階あります。一番上から記載するもの、情報照会、記載延期、不記載の4段階です。図12は専門家からの勧告と最終議決が相異したものの数です。情報照会勧告であったけれども記載をされたものが4件、記載延期の勧告であったけれども記載をされたものが2件です。

上がったか下がったとの表現はあまり適切ではありませんが、記載延期の勧告で、情報照会まで上がったものが10件です。世界遺産としてはふさわしくないとの不記載勧告であったけれども、記載になったものが1件です。記載勧告の場合には、わざわざ反対をする人はあまりいないので、世界遺産になってめでたしとなりますが、それが22件ありました。記載勧告であったものが情報照会になるのは、ある意味で特殊なケースですが、これが1件です。

これはなぜかといいますと、4カ国の共同推薦だったもので、1カ国だけが下りると言いました。それは資料には書いていませんが、その国の中でいろいろとあって、開発行為とのからみで世界遺産にしては困るという状況が生じ、1カ国が下りるケースがありました。全体としてこのような価値を体現しているとの説明をしているので、1カ国だけが抜けても他の3国でいいとはならないはずですが、これをどのように扱うかの議論があって、最終的には情報照会議決となっています。下りた国は委員国だったので、委員国の代表が説明をしていますが、個人的には、担当の方は非常に苦しい説明を強いられていた印象がありました。

情報照会が記載議決になったものは4件です。情報照会勧告だったものが全て記載されたこととなります。記載延期の勧告が記載まで上がったものが2件、情報照会まで上がったものが1件です。記載延期になって、そのままの形で議決になったものは3件ありました。先ほども話をしましたが、不記載勧告だったもので、一気に記載まで上がったものが1件と、不記載勧告でその国がもう一回出直すとり下げをしたものが、全部で8件あります。この中には、世界遺産委員会の会議資料が調う前に取り下げしてしまったものと、資料に載っているけれども、直前で取り下げたものがあります。

今、世界遺産委員会の資料は全て公開されており、

その中では3件の取り下げですが、資料を作る前に5件取り下げているので、全体で8件の取り下げとなっています。この8件について事務局から取り下げの説明があると、拍手が起こります。取り下げは、その国にとってありがたいことでも何でもなくて、準備をしてきて、お金もかけてきたものなので、苦渋の決断以外の何ものでもありません。委員会の場で無理するのではなく取り下げ、もう一回、出直しをしてくれることは、条約の精神に沿っていると、言い方をしていた人もいましたが、そのことで拍手が起こります。

私もつられて拍手をしましたが、よく考えると、このようなことで拍手が起こるのは、明らかに不自然な状態です。その国にとっては苦渋の決断なので、静かに見守ってあげればいいのですが、それが偉いといわれる状況は、本当に不健全です。残念ながら、それが今の世界遺産委員会の現状ともいえます。記載延期が記載延期のままのものが3件ありますが、これも拍手が起こっていました。これもお祝い事でも何でもないので、このようなことで拍手が起こる

新規登録

29件（文化24件、自然4件、複合1件、拡張（複合）1件）
文化24件のうち、文化的景観7件

アフリカ	: 1件
アラブ	: 2件
アジア太平洋	: 10件
欧州・北米	: 15件
中南米	: 1件

図11

新規登録

29件（文化24件、自然4件、複合1件、拡張（複合）1件）
文化24件のうち、文化的景観7件

情報照会勧告→記載議決	: 4件
記載延期勧告→記載議決	: 2件
記載延期勧告→情報照会議決	: 10件
不記載勧告→記載議決	: 1件

図12

のは、あまりいい状態ではありません。

それはともかく、他にもいろいろと問題があります。先ほども言ったように、諮問機関の内容が尊重をされない。図13に出てくるものが、そのような事例の件数になります。この種の状況は、別に今回に始まったことではなくて、この10年ぐらいずっと続いています。図14はたくさんの会議文書の一つですが、こうした状況について事務局が状況を説明しています。図15に文章が書いてあります。本当は全て日本語にして見せたかったのですが、今回は世界遺産委員会が終わったばかりなので、お許しください。

記載勧告でないものは、とにかく記載側に上がっていく傾向があります。情報照会の勧告のものがInscription（記載）になることは「very regular basis」とあり、ほとんど通例です。Deferral（記載延期）になっているものが記載になるのは、「quite regular basis」なので、これも非常に多いです。Non-inscription（不記載勧告）のものが情報照会になることも珍しくはありませんと書いてあります。この表は何かといいますと、記載勧告ではないものについて、その結果が諮問機関の作った当初の勧告と違うものの率です。記載勧告の場合は、記載になってめでたしで、ほとんど問題にはなりません。

この率を見ると、2010年の段階で81パーセント、少ない年でも71パーセントなので、諮問機関の意見が尊重されなくなってきたと、いろいろと議論をしています。尊重されないのではなく、尊重をされることがほとんどレアケースであるという状況です。一番下に書いてありますが、去年、条約の歴史の中で初めて、不記載勧告だった2件が記載されました。これは去年のマナーマまでの会議を指しています。「The first time in the history of the Convention」と書いてありますが、条約の歴史の中では初めてという、事務局が書く文章としては非常に強い言い方です。

ここにあるように、今回の議論でキーワードのようになっていましたが、「Deviation」。逸脱や、勧告どおりではないとの言い方をしている、それが問題だと言っています。今年は72パーセントでしたが、70だからいいわけではありません。2015年に続いてましには見えますが、残念ながらそうではありません。今回、72パーセントの数値が出た一番の大きな理

由は、そもそも記載勧告となるものが多かったからです。記載勧告が多ければ、きちんと説明がつく文章でいい資産が上がってきていることで、それをわざわざひっくり返す人はいないので、問題がありません。その意味で課題なのは、例えば2番目の情報照会勧告は、全て記載になってしまう。実際問題として、議場にいるとある種の相場観がありますが、それでは情報照会に意味があるのかとの話になってきます。不記載勧告が記載になるのも、非常に大きな問題であることは間違いありません。

その事例が、図16です。翻訳は、取りあえずの暫定と思って聞いてください。アゼルバイジャンの古都の歴史的街区と宮殿のセットです。今回は8件が取り下げたと言いましたが、これは不記載勧告を

新規登録	
記載勧告→記載決議	: 22件
記載勧告→情報照会決議	: 1件
情報照会勧告→記載決議	: 4件
記載延期勧告→記載決議	: 2件
記載延期勧告→情報照会決議	: 1件
記載延期勧告→記載延期決議	: 3件
不記載勧告→記載決議	: 1件
不記載（勧告）→取り下げ	: 8件

図13

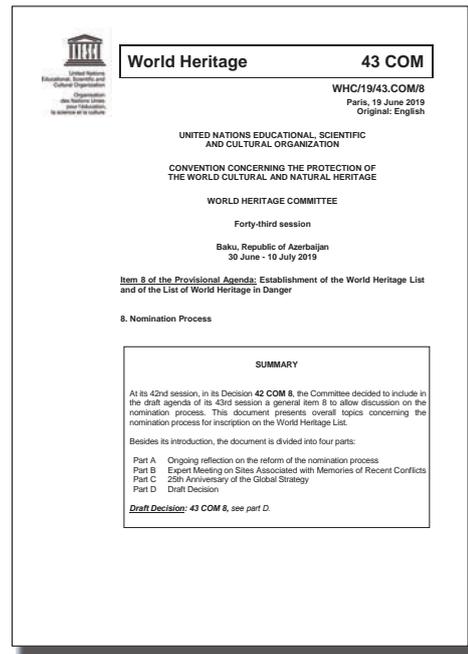


図14

With regard to the deviations, a comparison is made between the Advisory Bodies recommendations and World Heritage Committee decisions with regard to nominations, which have not been directly recommended for inscription by the Advisory Bodies and a very clear tendency of amending draft decisions towards inscription can be identified. Over the last years, the overall trend has been to amend a majority of the draft Committee decisions and move them directly or closer to the category of inscription; from referral to inscription on a very regular basis; from deferral to inscription on a quite regular basis; from a non-inscription to referral etc. quite often. Table 1 below presents the percentage of World Heritage Committee decisions deviating from the original Advisory Body's recommendations over the last nine sessions.

2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
81%	91%	90%	72%	89%	71%	86%	87%	87%

TABLE 1 - For the purpose of these statistics, nominations directly recommended for inscription were not considered, as it is assumed that the Committee customarily inscribes properties, which are recommended for inscription. The resulting average is 83.7% of Committee's decisions deviating from the Advisory Bodies recommendations.

This trend has led also to the direct inscription, for the first time in the history of the Convention, of two properties, which were recommended for non-inscription by the Advisory Bodies at the last session of the Committee (Manama 2018).

図15

不記載勧告→記載決議



シャキの歴史的街区と
ハーンの宮殿
(アゼルバイジャン)

Historic Centre of
Sheki with the Khan's
Palace

- ・今回委員会で不記載勧告のうち、唯一取り下げなかった案件
- ・2017年不記載勧告→情報照会決議
- ・2019不記載勧告→記載決議

図16

保全状況審査：危機遺産登録



カリフォルニア湾の
島々と保護地域群
(メキシコ)

Islands and Protected
Areas of the Gulf of
California

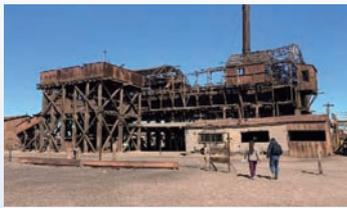
図17

受けて、取り下げなかった唯一のケースです。それがホスト国でもあったので、非常に皮肉な話です。過去の経緯を見ると、2年前の2017年に不記載勧告を受けて、最終的には情報照会決議となっています。それを受けて、必要な追加情報が提出され、不記載勧告が出て、記載になりました。これは難しいといえますか、手続き的にはいろいろとややこしいです。締約国の側からすると、前回情報照会決議が出て

いることは、少なくとも価値があることまでは認められたと、形式的にはなります。それで必要な情報を出したので、そもそも不記載勧告になるのはおかしいのではないかとさえ言えるわけです。他方で、勧告をする諮問機関であるICOMOS側からすると、勧告の4段階は単なる量的な差ではなくて、そのプロセスには決定的な違いがある。情報照会であれば、必要な質問事項に対して情報を出せばいいだけなので、価値に関する追加情報はそもそも求められていません。ICOMOSからすると、自分たちは過去に価値がないと勧告を出していて、それに新たな情報が何もきてないのに違う勧告が出せるわけがない。それは、当然といえば当然です。従って、不記載勧告になるといえるようになります。それぞれの立場によって、全く違う風景が見えています。唯一の救いは、このようなものが出ると、大抵は委員国はICOMOSに対して、非常に批判的な意見を言います。前回情報照会決議が出ているのだから、それに従って勧告を出せと言います。それが今までのケースでしたが、今年はいろいろな事情で、それがあまりなく、ICOMOSの立場は分かる。追加情報がないのではICOMOSは不記載を出すだろうが、委員国側としては、独自の決断をするとの意見です。内容はともかく、専門家が強い言葉で批判をされなかっただけ、多少はましかもしれません。

これが新規登録にまつわる状況で、次が保全状況です。保全状況にもいろいろあって、議論がありますが、世界遺産委員会側の最も強いツールとして危機遺産があります。今回、新たに危機遺産に登録されたものが1件と、晴れて危機遺産から脱却したものが2件あります。1件は、メキシコの自然遺産です(図17)。海の中に希少なイルカがいるのですが、不法な操業や漁業によって、それが危機に瀕しているなどの理由があって、危機遺産に入っています。晴れて危機遺産から脱却したものは、一つは文化遺産のハンバーストーンとサンタ・ラウラ硝石工場群です(図18)。自然の鉱石を採って、それを精製するものです。これは2005年に世界遺産になると同時に危機遺産になっています。なぜかといいますと、いくつかの主要なファクターが書かれていますが、建物の脆弱性。写真を見ると、どこからどう見ても確かに脆弱です。それにもかかわらず、きちんと保全をする活動がないといった状況が書いてありますが、それが下に書かれているように24時間

保全状況審査：危機遺産から脱却



ハンバーストーンと
サンタ・ラウラ硝石
工場群（チリ）

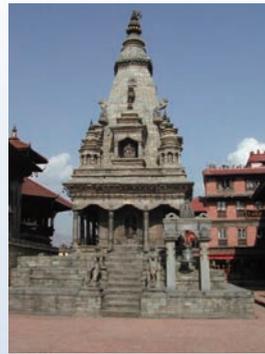
The Humberstone
and Santa Laura
Saltpeter Works site

© UNESCO / Nicolás del Valle

- ・ 2005年世界遺産登録、同時に危機遺産登録
- ・ 建造物の脆弱性、調査・保全活動の欠如、強風による劣化、2014年の地震の影響
- ・ 24時間体制の監視、資産境界にフェンスを設置、迂回道路の建設、見学者の安全の確保

図18

保全状況審査：危機遺産登録……されず



カトマンズの谷
(ネパール)

Kathmandu Valley

© UNESCO

図20

保全状況審査：危機遺産から脱却



イエス生誕の地：ベツ
レヘムの聖誕教会と巡
礼路（パレスチナ）

The site of the
Birthplace of Jesus in
Bethlehem

© Ko Hon Chiu Vincent

- ・ 2012年世界遺産登録、同時に危機遺産登録
- ・ 聖誕教会の保全（屋根、外壁、モザイク、扉など）、広場部分におけるトンネル掘削の中止、管理計画の策定

図19

10. Also considers that inscribing the property on the List of World Heritage in Danger will ensure that measures can be taken to focus recovery on projects that sustain the attributes of OUV, particularly the distinctive building structures and materials, in order to avoid reconstruction and conservation that is problematic and damages the property's authenticity;
11. Decides therefore, in conformity with Paragraph 179 of the Operational Guidelines, to inscribe Kathmandu Valley (Nepal) on the List of World Heritage in Danger;
12. Further requests the State Party to prepare, in consultation with the World Heritage Centre and the Advisory Bodies, a proposal for the Desired state of conservation for the removal of the property from the List of World Heritage in Danger (DSOCR) and a set of corrective measures along with a timeframe for their implementation, for adoption by the Committee at its 44th session in 2020;
13. Calls upon the international community to continue supporting the State Party's recovery work through financial, technical or expert assistance, including support for local communities and their housing and social needs;
14. Finally requests the State Party to submit to the World Heritage Centre, by 1 February 2020, an updated report on the state of conservation of the property and the implementation of the above, for examination by the World Heritage Committee at its 44th session in 2020.

図21

体制での監視や、資産の間を抜けていた道路をバイパス状に迂回をさせる努力などがされています。保全の体制が非常に脆弱だったものがかなり改善をされたので、晴れて危機遺産から脱却をしたというケースです。

もう一つは、パレスチナのベツレヘムです(図19)。こちらも2012年に世界遺産になるのと同時に危機遺産になっています。もともと保全に非常に問題があること等々が課題でしたが、それがかなり改善をされました。広場の部分で、トンネルを掘るプロジェクトがあったようですが、それをやめたことで危機遺産からは解除されました。危機遺産の解除は本当にめでたくて、その国も喜びますし、委員会全体としても歓迎します。ある意味では、新規遺産の登録よりもさらに喜ばれる状況です。

問題なのは、危機遺産は1件ですが、本当は原案には5件ほどありました。1件だけが提案をされて、1件が通ったわけではありません。例えば、この中に関わる方もいるかもしれませんが、ネパールのカトマンズも危機遺産にするべきとずっと言われてい

ますけれども、なっていません(図20)。これが原案で決議文を見ると、「危機遺産にします」と書いてあります(図21)。

全体的に修正されていますが、上から3つ目を見ると、「来年までにもう1回、レポートを出してください。しなければならないことをしたかを示してください。それがうまくいっていなければ、次の年に危機遺産にすることを視野に入れて、検討をします」との決議文に変わっています(図22)。今年するわけではありませんが、来年はするかもしれないとの一種の警告に近い文章は、割と標準的な書きぶりです。最近では、危機遺産について検討をするとの文章すら、ほとんど委員会で修正をして、消えてなくなってしまうのですが、ここではそのような表現になっています。

今の世界遺産委員会は、大スクリーンに全ての決議を出して、その場で修正案が出ると、スクリーンに直ちに表示されます。どのような議論になっているかが分かりやすくなっています。ここに赤い字で危機遺産を検討すると書いてあるのが、ちょうど消

えています (図23)。これはパキスタンのラホールについての議論ですが、大体はこのように感じて、どこかの国が提案をして、消されてしまいます。いずれにしても危機遺産を検討すると書くことすらできなくなってきている状況です。

ネパールの例に戻ると、一つは危機遺産にするとの決議から1段階落として、来年に考えましょうと書かれたとの見方もできますが、実際はそれだけではありません。最初は、危機遺産との原案が出ていましたが、時期尚早であるとの意見が出て、消えかけました。ところが、ある委員国が「そうは言うけど、去年も同じことを議論したではないか」と言いました。そこでみんな去年の資料を見て「あと1年待って、委員国にチャンスを与えようと言っているけど、去年も同じことを言っていた」と言って、これでは駄目だとなって、議長が来年は最後のチャンスであるとかかなり強く言って、この文章が残っています。

議長はかなりはっきりと、もしも来年に改善がされていなければ、議論なく危機遺産になるとの言い

方をしていましたが、文章にはそこまで反映をされていません。これは来年の委員会でもう一度、議論されることになります。例えば、危機遺産に関する全体の議決を見ると、危機遺産はその国が資産に対しての負の要因を取り除いて、危機遺産から脱却するために各国が協力をするための制度であることを再確認するとも書いてあります (図24)。

他には、先ほどのネパールの決議文では、もっと強い書き方となっていて、最後にもう一度、繰り返されています (図25)。この場合はネパールですが、危機遺産に関する登録は、その国にとって悪いことであると見なされてはならないと書いてあります。これはなかなか難しく、ルール上では危機遺産は罰ではないということは、延々と繰り返されています。他方で、委員会の議論の中では、国によっては悪く受け取る国もいるとの意見もあります。例えば、中国は非常に強く言っていました。これがどのように受け取られるかは、それぞれの文化によっても違うし、国によっては罰として受け止められて、保全に対する助力にはならないという意見です。

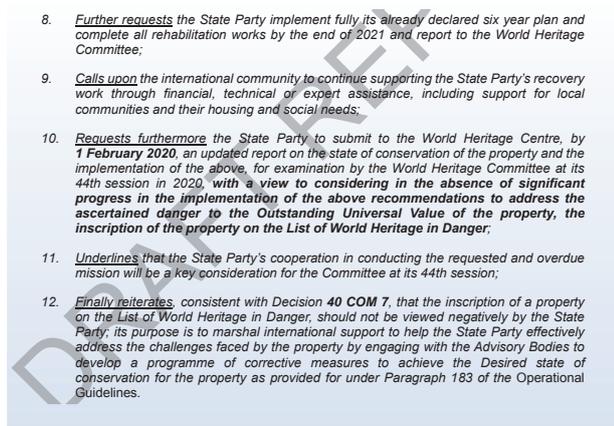


図23

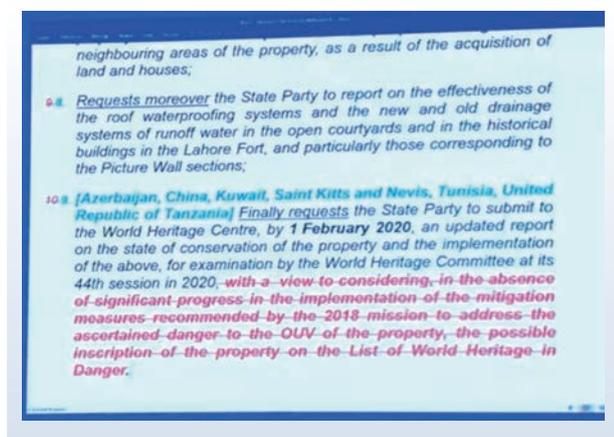


図23

危機遺産のあり方を巡る議論

- ・ネガティブなもの、罰則では無い、とは言うものの……

Draft Decision: 43 COM 80.3

The World Heritage Committee,

1. Having examined the state of conservation reports of properties inscribed on the List of World Heritage in Danger (WHC/19/43.COM/7A, WHC/19/43.COM/7A.Add, WHC/19/43.COM/7A.Add.2, WHC/19/43.COM/7A.Add.3 and WHC/19/43.COM/7A.Add.3.Corr),
2. Decides to remove the following properties from the List of World Heritage in Danger:
 - Chile, Humberstone and Santa Laura Saltpeter Works (Decision 43 COM 7A.49)
 - Palestine, Birthplace of Jesus: Church of the Nativity and the Pilgrimage Route, Bethlehem (Decision 43 COM 7A.28)
3. Recalls that the inscription of a property on the List of World Heritage in Danger, aims to marshal international support to help the State Party effectively address the challenges faced by the property by engaging with the World Heritage Centre and the Advisory Bodies to develop a programme of corrective measures to achieve the Desired state of conservation for the property, as provided for under Paragraph 183 of the Operational Guidelines.

図24

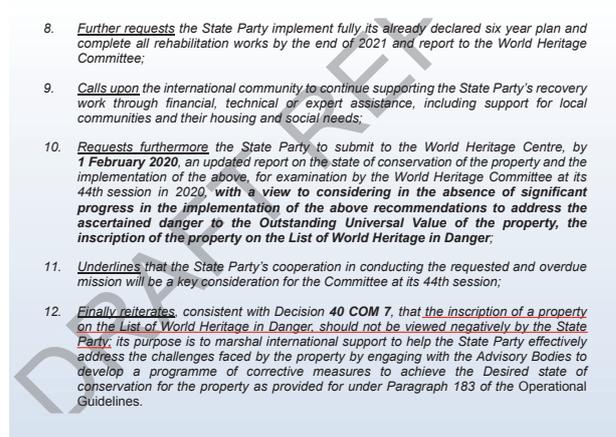


図25

例えば、文化の違いに全て賛成ができるかといいますと、そうではありません。しかし同時に、その国が悪く受け取っているのは事実で、このように決議文に書いたからといって、わかりました。自分の見方を変えます。となることは、そもそもありません。その国の中で広く、どのような印象を受けるかは、委員会から言ったからといって変わるものではありません。個人的な意見ですが、正直にいいまして、このようなことを書いていること自体が、どうなのだろうと思わなくてはなりません。こうした状況が起こるなら、仕組みを変えていく必要がありますし、その辺りは委員会の中でも大勢の方が感じているのではないのでしょうか。

解消されないアンバランス

時間も押してきたので駆け足でいきますが、世界遺産のバランスが悪いことは、繰り返し言われてきたことです(図26)。今回は文化遺産が多くて、自然遺産が少なく、複合遺産はさらに少ない状況です。当然ながら文化と自然はものが違いますし、ましてや複合遺産はさらにハードルが高まるので、これは個人的にはしょうがないと思わなくてはなりません。一方地域バランスはどうかといいますと、このグラフは前回までの総数ですが、ラテンアメリカとアラブが少なく、アジアパシフィックがまあまあ多く、ヨーロッパと北米が非常に多いです。

左の結果を見てもらうと、現状の比率に近い形で、新しい登録がアフリカは1件しかありません。それは面積も違うし、同じ数になるのが正しいことではありませんが、改善をしようと議論をしている割には、あえて悪い言い方をすると、皆さんは本当にやる気があるのかという状況が続いています。ちなみにアフリカは何かといいますと、ブルキナファソにある古代の冶金関係のサイトです。これは評価書を見ると、非常に良さそうな書き方をしているので価値が高いように感じますが、確かに写真を見ると現地の事情や、その分野の専門ではないと理解することが難しい側面もあると思わなくてはなりません(図27)。

新たな遺産分野の開拓

もう一つは、自分としては、世界遺産のある意味で最もポジティブな側面だと思いますが、新たな遺産の分野を切り開いていく力があることは否めませ

ん。図28は先ほども話をしましたが、イギリスの電波天文台です。この種の自由に向きを変えられる電波望遠鏡の中では、現存最古だそうです。この電波望遠鏡は1952年から1957年に造られました。地図を見ると、この左上の丸い所が電波望遠鏡で、その他にもいろいろな電波望遠鏡関係の施設がたくさんあります(図29・30)。

これが世界遺産として妥当かどうかは、伝統的な

新規登録

29件(文化24件、自然4件、複合1件、拡張(複合)1件)
文化24件のうち、文化的景観7件

アフリカ	: 1件
アラブ	: 2件
アジア太平洋	: 10件
欧州・北米	: 15件
中南米	: 1件

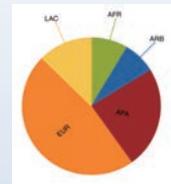
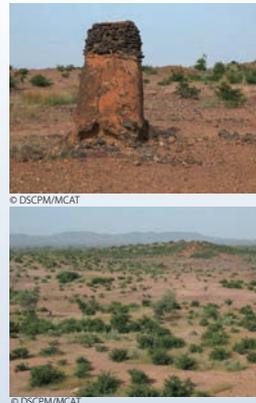


図26

アフリカの新規登録資産



Ancient ferrous metallurgy sites of Burkina Faso

古代ブルキナファソの鉄冶金遺跡 (ブルキナファソ)

図27



Jodrell Bank Observatory (UK)

図28

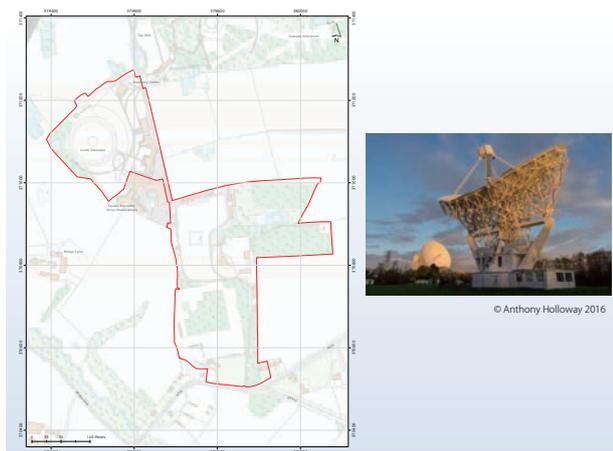


図29

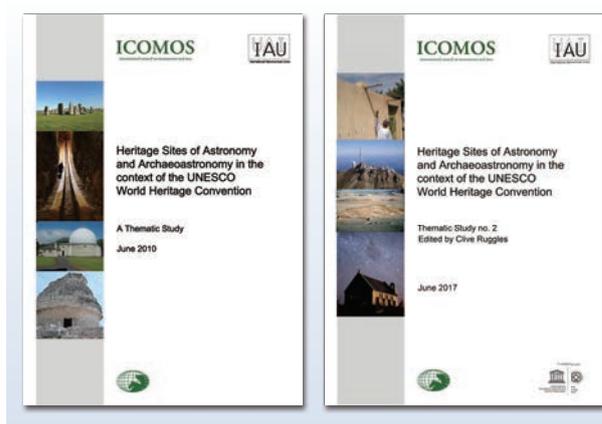


図31



図30

© Tim O'Brien



図32

(報告者撮影)

遺産の範囲ではないので、簡単には判断ができません。では、このようなものをどう考えるかといいますとICOMOSや、個々の分野の学会などが協力をして、そのテーマごとにスタディをします。この場合は、2010年と2017年に天文学関係のサイトや、非常に古いものでは天文関係の考古学史跡のようなものも含めて、調査と学術研究をしています(図31)。これはこれで非常に良いことですし、調査をすればその分野の保全が進みます。それと同時に、これらの調査は世界遺産委員会の場で行うわけではないので、こういう学術調査に何を書いているか。どのような準備をしているかに目配りしておく必要があります。

これはあくまで例えですが、自分がたまたま別の仕事で行ったことがある岩手県水沢にある緯度観測所です(図32)。天文台です。後ろに似たような望遠鏡がありますが、これは1980年代くらいのものでさほど古いものではありませんが、手前の小屋は光学望遠鏡の建屋です。今はもう使っていません。屋

根が可動で開いて、空が見えます。これが面白いのは、この右側のずっと先に小さい建屋があって、中を見るとレンガ造の基礎があって、電球が付いています(図33)。これは何かといいますと、望遠鏡でこれを見て、補正をします。本来は真ん中に望遠鏡があって、両側に補正目標にあったものの片方が残っています。そのようなものも含めて、よく残っています。

この施設が世界的に見て、どのぐらい貴重かは分かりませんが、ここは天文学者の木村榮先生がZ項を発見した場所でもあります。もともとは、国際的な体制の中で観測を行っていて、最初はどうも変な値が出る。日本の観測精度が低いと文句を言われましたが、おかしいといろいろと調べていくと、それは精度が低いのではなくて、精度が高いが故に特殊なZ項があることを発見した場所として、よく知られています。

繰り返しになりますが、先ほどのレポートを簡単に見た限りでは、このようなものは載っていません。



図33 (報告者撮影)

気になったこと

“Wider Setting” (より広範な周辺環境?)

- 新規登録2件、保全状況審査1件で言及あり
- 作業指針の改定にあっても、3箇所に見られる (これまででは使われていなかった)
- HIA (遺産影響評価) との関連

図34

もちろんレポートを細かく読み込んだわけではないので、このようなものがそもそも書き込まれるのかも分かりませんし、これ自体が世界的にどれぐらい貴重かも、今の私の知識では分かりません。ただこの形のレポートが世界遺産の審査に当たって極めて重要となることは確かです。繰り返しになり

ますが、新しい分野を切り開いてきたのも、世界遺産のいいところであるのは間違いありません。

アウクスブルクの水路の関係や、インドネシアの炭鉱などの近代化遺産や近代遺産、産業遺産系統のもの、文化的な景観にもその部分がありますが、ある意味で世界遺産が先頭に立って、切り開いてきたことは間違いありません。その成果が、今回の世界遺産委員会でも出ています。

気になったこと

最後に、少し気になったことの話をして。一つは、決議案を細かく見ていると、ワイダーセッティングといわれる言葉が今回、よく見られました(図34)。セッティングという単語は、世界遺産では割と使われていました。資産の周りの背景や周辺環境です。ただしそもそもセッティングは、人によっていろいろな使い方があって、なかなか難しいです。

それはそうですが、ワイダーセッティングとなるとどうかといいますと、基本的には資産があって、世界遺産の場合には、それを守るために周囲に緩衝地帯を設定する必要があります。さらに、その外側を指す概念であることは、間違いのないと思っています。それが今回、新規登録に関する所見や保全状況でも出てきましたが、より大事なことは、世界遺産の具体的なルールである作業指針の中に3カ所足された事です。

世界遺産委員会の期間中に行われる作業指針の改定のためのワーキンググループでも、この表現について発言をした国がだいぶありましたが、その言葉が入りました。これ自体は3カ所なので、いろいろなコンテキストがありますが、一つは遺産影響評価(HIA)です。

それと同時に、緩衝地帯だけではなくて、さらに外側のワイダーセッティングについてもちゃんと考えるとのこと。ここまですると、それは遺産の保全に必要ではないか。必要なら、ちゃんとすればいいではないか。それを言うのは素晴らしいと思われる方も多いでしょう。そうでもありますが、HIAやワイダーセッティングに対して適応をすることは、基本的に「日本ではこのようなルールで守っています。」だけでは駄目で、常に個別に細かく検証をして、それが妥当かどうかの説明をなささいとの世界遺産委員会と諮問機関側からのメッセージなわけ。です。

今回（ほとんど）議論されなかったこと

“Site of Memory”

- ・無形的価値の取り扱い
- ・動産の取り扱い
- ・ル・コルビュジエのケース

図35

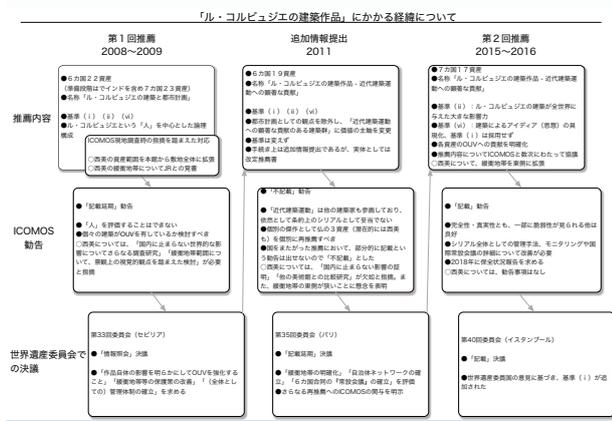


図36

それもいいことではないかと言いたい反面、世界遺産は条約なので、各国の制度があって、そのルールを説明した上で、日本はこのルールで守っているなら大丈夫だろうとの前提で世界遺産を認めるわけです。ところが、それでは機能しないのが分かっているんで、個別に説明をしないとされているに等しいのです。うまく言いたいことが伝わっているか自信がありませんが、これはある意味では、後からどんどん新しいルールや考え方が降ってくるに等しい部分がなくてはなくて、今の世界遺産条約の成り立ちを徐々に変えていくのではないかと感じています。それは必ずしも悪いことだけではなくて、必要なこともあります。同時にルールとして世界遺産を捉えたときには、根本的な問題もあるわけです。

今回（ほとんど）議論されなかったこと

もう一つは、今回は基本的には議論されませんが、来年以降にもめることが予想される所謂「site of memory」といわれる記憶に関連する遺産

があります（図35）。例えば去年の世界遺産委員会で提案された、ベルギーとフランスの第1次世界大戦で亡くなった方のお墓です。これについては、去年は結論を出さずに、議論自体を先延ばししました。

これは例えば、お墓の形が珍しい、お墓の並び方が珍しいなどではありません。それが主眼ではなくて、第1次世界大戦の記憶が大事であるとのことです。それは大事といえば大事ですが、これを議論し始めると、いかに大変かは想像に難くありません。実際にこの去年の世界遺産委員会でインドの代表が手を挙げて、インド人も参戦して亡くなっていると即座に言うこともあって、いろいろな人がいろいろな見方ができます。ある意味で、收拾がつかない可能性が高いです。これを世界遺産センターはしなくてはなりません、予算が足りない、今は及び腰の対応をしています。

そうなることはよく分かるし、詳しくは言いませんが、日本も対岸の火事どころでは全くないことは、皆さんもよく知っていることでしょう。似たような形で、基本的に世界遺産はモノを登録することにこだわってきたので、無形的な価値や形のないもの、あるいは動産との関連をどのように捉えるかは、今までも議論がありました。長いトレンドの中で、そのようなものを大事にしようとなったり、いったん後退をして、モノに特化しようとなったりしたこともあって、いろいろです。日本との関わりもあって、割と分かりやすいのが、国立西洋美術館が入っているル・コルビュジエの建築遺産のケースです。

ル・コルビュジエの場合は3回委員会にかかっていて、そのやりとりを記した図です（図36）。最初はICOMOS側からは、ル・コルビュジエという人が偉いとの判断は基本的にはできません。そうではなくて、ル・コルビュジエが造った建物自体を評価して、それがどう世界に貢献をしているかを示すべきという勧告が出て、実際に世界遺産委員会の議決もそうになっています。2回目と3回目の申請書は、それに従っています。ただ、少なくとも建築を勉強した身からすると、コルビュジエぐらいだったら良いのではないかと感じます。

この判断は、いろいろと分かれていますが、基本的には、モノを離れた価値は考えないのが、今までの世界遺産のスタンスでした。その点が今後変わっていく可能性は非常に高いです。これはもめるから大変というだけではなく、世界遺産の本質に関わりがあ

今回（ほとんど）議論されなかったこと

“Site of Memory”

- ・無形的価値の取り扱い
- ・動産の取り扱い
- ・ル・コルビュジエのケース

あくまでモノの価値で考える、
と言う世界遺産の原理の変容

図37

新規登録プロセスの改善（改革？）

- ・アド・ホックワーキンググループによる議論
- ・助言機関の「複線化」は沙汰止みに
- ・アップストリーム・プロセス→Preliminary Assessment
(予備評価)

- ・情報照会決議のプロセスに関する検証
- ・暫定リストのあり方の見直し

何れにしても、まだはっきりとした形は見えない
保全、特に危機遺産に関する改善は……

図39

8. *Takes note of the paper prepared by the Ad-Hoc working group in relation to the Preliminary Assessment contained in document WHC/19/43.COM/12 and its Annexes and also endorses the principles and modalities outlined therein, on which the reform should build, namely:*
- the Preliminary Assessment shall be the first stage of the nomination process and would involve enhanced dialogue between States Parties and Advisory Bodies*
 - the PA shall be a mandatory process for all nominations*
 - the PA shall be undertaken for a specific site on the State Party's Tentative List, further to a request by the State Party*
 - the PA shall be conducted exclusively on the basis of a desk study*
 - the decision whether to pursue or not a nomination, regardless of the outcomes of the preliminary assessment, would fall within the State Parties' prerogative;*
 - the PA shall be introduced with a transition period to aid States Parties, the Advisory Bodies and the Committee to apply the reform effectively*

図38

まとめに代えて 世界遺産条約の現在

依然として高い注目度、フラッグシップ条約
遺産の新たな分野・観点を切り開く牽引力は衰えず

一方で

自らの成功の重みに耐えかねている状況、模索は続く
新規登録のプロセスなど、様々なルールの転換点
同時に（価値判断、手続きの両面で）世界遺産の
基本概念の揺らぎも見え隠れする

図40

ると考えたほうが良いと思います。必ずしも悪いこと
だけではありません。日本の場合は、無形的な価値との
関連を非常に重視するので、それはそれでそのようなもの
がトレンドになることは悪いことではありませんが、今までの
審査のやり方や基本原則は、どんどん変わっていくこと
になります。実際にいろいろな議論を経て、推薦のやり方
を変えたほうがいいのかという議論はされています（図37）。

新規登録プロセスの改善（改革？）

去年の世界遺産委員会での議決を受けて、各国が
集まっていると議論をしてきました。もともとは、ICOMOS
の審査以外にセカンドオピニオンのものを取り入れたほうが
いいのではないかの意見が強かったのですが、それは無理だ
となったようで、今回は提案されていません。ICOMOS
としては推薦国との対話を非常に制限してきましたが、こ
こ数年の流れとしてはそれでは駄目だとのことで、推薦
にあたって、その過程で透明性を確保するため

に、対話を重視する流れになってきています。

その一つが、これまで「upstream process」という
ことで語られていましたが、今度はpreliminary
assessment（図38）という仕組みが語られています。
初期の段階で、これはいけるかいけないかを議論し
ようとの提案が出ています。10年もかけて、お金も
かけて、人も関わって、推薦の最後に駄目だと言われ
ると、推薦側もなるほどとは言えないので、早い
段階で仕切りをしようとのことで、そのポイントも
出ています。例えばb）を見ると、これを推薦国が
したりしなかったりを選択するのでは駄目で、基本
的には義務とする必要があるとのことが、いろいろ
と書いてあります。

もう一つは、先ほども何回か話をしましたが、情報
照会は今までのやり方では、後々に禍根を残すことが
多いので、情報照会になったときのプロセスをきちん
と検証をしようという課題も出ています。今年は
ほとんど議論がありませんでしたけれど、暫定リス
トはあくまでその国が基本的に任意に出していた
ものですが、ここ数年は、それも何らかのプロセ

スといいますか、スクリーニングをしたほうがいいのではないかの議論もあるので、そのようなことも並行して出てくるかもしれません。先ほどの「preliminary assessment」はまだ具体的な提案ではないので、何がどうなるかはよく分かりませんが、いずれにしても何かはしなくてはなりません。

一番上のタイトルに書きましたが、それが一種の改善の範囲にとどまるのか、大きくシステムが変わるのかは、これから注視をしていく必要があります。ちょっと気になったのは、基本的に新規推薦の話ばかりだったので、危機遺産のあり方は忘れていないわけではないでしょうけれども、置いていかれたりするかもしれません。言うまでもなく、新規の登録だけではなくて、その後の保全が両輪であることは間違いありませんので、そちら側がどうなるのかは考えていく必要があります（図39）。

今までの話を大きくまとめると、基本的に世界遺産は注目度が高いです（図40）。委員会も人が大勢集まって、プレスの注目度も高く、文化遺産の中やユネスコのフラッグシップ条約としてのパワーは、依然としてあります。特に新しい分野を切り開くことや、このようなものも文化遺産としては大切であると訴えていく力は、非常に強いです。しかし、それと同時に、世界遺産は自分の成功のために、その重みに耐えかねて倒れそうとのことはよく言われることで、いろいろと模索をしています。それが小手先の改革なのか、抜本的な改革なのかは分かりませんが、新規登録のプロセスは今後、変わっていくことでしょう。

それと同時に、手続論だけではなくて、そこから背後にある世界遺産が持っていた基本的な考え方や、本日の全体のテーマにもある無形との関わりが今後変質していく可能性も、かなり高いと考えています。これで私の話はおしまいますが、今後どのようにすべきかという話は、パネルディスカッションでもするかもしれません。一つは、ルール作りには積極的に関与をしていくことが、必要になります。きょうは、学生さんも大勢参加されています。特にルールが変わるときには、いろいろなことがダイナミックに変わるので、少しでも興味があったら面白いスタンスでいいので、ぜひとも国際会議への議論などに関わってほしいと思います。少し時間がオーバーをしましたが、私からは以上です。ありがとうございました。

コミュニティーが誇る 無形文化遺産

いわさき
岩崎 まさみ
北海学園大学 客員教授

只今紹介いただきました北海学園大学の岩崎と申します。本日は、3つの文化遺産に関わる国際条約の現状を学ぶという貴重な機会であり、このような機会を作ってくださった主催者に感謝申し上げます。また、会場には「文化遺産の保護」への関心を分かち合う多くの皆さんにお集りいただきましたこと、とても嬉しく思います。

私はこれまで、文化人類学の分野で「地域文化と国際社会の関わり」という課題に興味を持ち、調査・研究を続けてきました。地域に何世代にもわたって受け継がれてきた文化が、国際条約などを通して、国際社会からの規制を受けたり、あるいは国際社会に取り込まれて「グローバル」な文化として変容していく事などに関心をもって調査・研究してきました。ユネスコの無形文化遺産保護条約に関わりを持つようになりましたのは、「和食」の申請に関わった事がきっかけで、それ以来、文化人類学者の立場から、文化庁を通して、無形文化遺産保護条約の様々な作業に関わらせていただいています。2016年と2017年の2年間は、各国が登録に向けてユネスコに提出する提案書の事前審査という仕事に関わりました。この作業をするのは「評価機関」と言う組織で、政府間委員会で世界の各地域から選ばれた12人の専門家によって、構成されています。私たちの仕事は、締約国から送られてくる提案書を読み、「運用指示書」に示された記載基準に照らし合わせて「この案件、英語ではエレメントと言いますが、そのエレメントは条約で示されている無形文化遺産であるかどうか」について審査し、その上で、その文化遺産を記載すべきかどうか政府間委員会に勧告する事です。これまでのこのような経験、このような立場から、時間が許す限り、無形文化遺産保護条約の運用の現状や課題について、お話したいと思います。

それでは、「コミュニティーが誇る無形文化遺産」と題しまして、本題に入って行きたいと思います。実はこのタイトルに、本日の私の話の要点を凝縮いたしましたので、お話の最後にこのタイトルに戻り、その意味するところをお話しさせていただきます。

一般に新聞記事などで、「〇〇がユネスコの代表(危機)リストに登録(記載)された」と言いますが、私たちはどこで、登録・記載の結果を見ることができると言いますと、ここ、ユネスコ無形文化遺産のホームページです(図1)。

現在登録されている122か国により提案されまし



文化人類学者。北海学園大学教授を経て、現在、同大学客員教授。第19期文化審議会委員・無形文化遺産部会会長として、国内の文化政策に関わる。国際的には2012年より無形文化遺産政府間委員会へ日本国代表団の一員として出席、2016年・2017年の2年間、無形文化遺産評価機関メンバーを務めた。

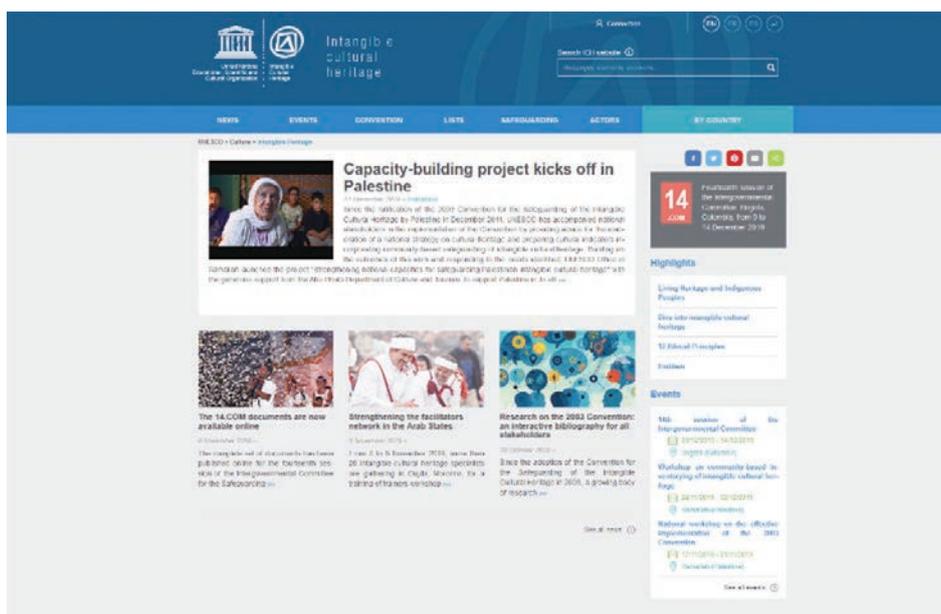


図1 UNESCO Intangible cultural heritage website (<https://ich.unesco.org/>)

た全508件が記載されており、その1件ごとに、登録された無形文化遺産の概要、それを紹介する写真とビデオ、提案国が提出した提案書、さらに政府間委員会での最終決定の概要を読むことができます。また過去にさかのぼり、政府間委員会や総会での決定事項なども読むことが出来ますし、それぞれの議論の録音記録も聞くことが出来ます。このホームページには無形文化遺産保護条約、その運用に関する資料がぎっしり詰まっています。研究者の皆さんは、ぜひ、このホームページに公開されている資料を大いに活用して頂ければと思います。

ユネスコの無形文化遺産保護条約の究極の目的は、世界各地に住む多種多様な人々が大切に受け継いできた無形文化遺産について、皆さんが興味を持ち、人類の文化が多様である事を知り、それらを保護・継承して行く事にあります。この無形文化遺産保護条約は、2003年に採択されました。その条約採択の背景には、すでにユネスコの事業として知名度の高い「世界遺産条約」があり、この条約の下で、遺跡や記念物など有形の文化遺産が保護されてきたのですが、それとは異なる「無形」の文化遺産の保護・振興が必要であるという考えから、思いを共有する国々が集まり、2003年にこの条約が生まれました。

ご存じの通り、日本には1950年に制定された「文化財保護法」があり、有形・無形の文化財の保護・保存に関しては日本は先進国であり、それまでの経験を活かして、この条約の採択に向けて積極的な役

割を果たしました。そして、2004年には3番目の国として、この条約を締結しました。

お手元の資料 (p.27) に条約の第1条と第2条が書かれていますので、参照してください。第1条の目的と第2条の定義を、より日常的な言葉で表現すると、この条約の最大の目的は、第1条(a)にあり、「無形文化遺産を保護して継承していくという事」です。さらに「無形文化遺産」の継承に欠かせないのはその担い手であるコミュニティーやグループや個人であり、これらの人々がある無形文化遺産を大切である感じ、彼らの集団のアイデンティティーの基盤であると感じていること。言い換えると、地域の人々の生活の一部として、また地域の文化遺産の一部として継承されていることです。

次に、それぞれの無形文化遺産が地域の人々にとっていかに大切かという事を理解して、その事を国内・海外へと発信して行くという事です。地域で受け継がれてきた無形文化遺産が多様にあり、人々にとってそれぞれに重要である事を、語り伝えて行く努力をしよう、文化の多様性を国際協力のもとに保護・推進して行こうというものです。

これらの条約の目的を果たすために、無形文化保護条約のもとで、3つのリストがあります。お手元の資料にもありますが、それらは第一に「人類の無形文化遺産の代表的なリスト(代表リスト)」、次に「緊急に保護する必要がある無形文化遺産のリスト(緊急保護リスト)」、そしてこれらの2つのリストに加えて、条約の精神を十分に反映した保護措

置をとっているケースを記載します「グッドプラクティス」というリストがあります。

条約締結国はそれぞれの国にある無形文化遺産をいずれかのリストに記載・登録するために申請します。条約の第一の目的を考えると、当然、3つのリストの中で、緊急保護リストが最も重要である事は明らかです。そして、このリストに記載された無形文化遺産に対して、その国から申請があれば、その保護のための財政的援助が与えられます。

では代表リストは何のためなのかと言いますと、無形文化遺産全体の認知度を高める事がその目的です。皆さんは、3つの種類のリストの中でも代表リストについては聞いていらっしゃると思いますが、他のリストについて、あまり聞きなれないかと思えます。それは日本にある無形文化遺産は国内法で十分に保護されて来たので、日本の無形文化遺産を「緊急保護リスト」へ記載して、保護を求めるのではなく、むしろ無形文化遺産を保護する事の大切さを広く伝える役割を果たす「代表リスト」への記載申請が重要ではないかという考え方に基づいています。

ここで、昨年の「代表リスト」に日本提案の「来訪神：仮面・仮装の神々」、それと並んで、記載されました無形文化遺産をいくつか見て行きたいと思えます。

このエレメントは一度記載になりました甕島のトシドンを拡張、つまり日本各地に伝わる同様の儀礼を、複数まとめて来訪神として提案したものです。甕島のトシドン（図2）、男鹿のナマハゲ、能登のアマメハギ（図3）、宮古島のパーントゥ（図4）、遊佐の小正月行事、米川の水かぶり、見島のカセドリ、吉浜のスネカ、薩摩硫黄島のメンドン、悪石島のボセの10件を「来訪神」として記載しました。

日本の「来訪神」は大きく分類すると古くからある慣習や儀礼であり、ある意味分かりやすい典型的ともいえる無形文化遺産ですが、去年はスイスとオーストリアがアルプス地域に住む人々のアイデンティティーとして、冬季間の雪崩の危機管理に関する知識や実際の管理方法などを代表リストに記載しました（図5）。過酷な自然環境に住む人々にとって重要な知識であり、それらの知識を共有することは、まさに住民の連携の要です。これらの危機管理体制を維持するために、地域のボランティア組織を強化したり、専門家との連携を強化するなどの保護



図2 甕島のトシドン© Agency of Cultural Affairs (Japan), 2017



図3 能登のアマメハギ© Agency of Cultural Affairs (Japan), 2017



図4 宮古島のパーントゥ© Agency of Cultural Affairs (Japan), 2017
処置を行っています。

一転して、次に代表リストに記載されたのが、レゲエ・ミュージックです（図6）。ネオ・アフリカンスタイルの音楽が北米のリズム&ブルースの影響を受けながら、レゲエへと変化していきました。その始まりの頃は社会の周辺に取り残された人々、多様なエスニック集団の声として、不平等・反抗・愛を表現する手段でした。その意味でレゲエは多くの人々にとって、社会・政治的な表現手段であり、また精神的・宗教的な表現手段でもありました。実はこの提案書の内容にはいろいろな問題があり、評



© Walter Würtl/LO.LA* Peak Solutions GmbH, 2016



図5 Avalanche risk management © Markus Stähelin, 2015



© Semiyah Photography, 2017



図6 Reggae music of Jamaica © Semiyah Photography, 2016

備機関の勧告は「良いものではなかった」のですが、政府間委員会では長い議論があったのですが、「記載」が決定して、議長が木槌を打つと、一斉にレゲエの神様と言われたボブ・マレーの“Let’s get together, and feel all right”という歌詞で有名な“One Love”が流され、会場中が踊りだし、一体となって「レゲエの記載」を祝いました。

最後の事例ですが、フランスが提案しました香水作りに関する技術が代表リストに記載が決定しました(図7)。この地方の香水の原材料の栽培とその加工、そして複数の香水を混合する技術に関する知識を無形文化遺産として記載しました。これらの技術に関わる創造性やそれらを継承する人々の間の社会的繋がりなどの重要性が評価されました。

昨年度は、日本の「来訪神」に加えて、これらの3つの無形文化遺産、その他を含めて危機リストに7件、代表リストに31件、グッドプラクティスに1件の合計39件が記載されました。このように、昨年だけを見ても、世界の無形文化遺産は多様である事が良く分かっていただけるかと思います。

無形文化遺産保護条約の特徴

では次に無形文化遺産保護条約の特徴について、考えてみたいと思います。私が気になっている表現ですが、よく「無形文化遺産は世界遺産の無形バージョン」という誤解を耳にします。しかし、実際には「無形文化遺産は世界遺産と全く異なったものであり」、この点がこの条約を理解する最も重要な点だと考えています。この2つの条約の基本理念の違いをより明白にするために、それぞれの審査基準を簡単に、比較してみたいと思います。

このスライド(図8)に示していますのが、1972年に採択されて、すでに40数年の歴史のある世界遺産の登録基準の一部です。

世界遺産に登録されるためには、その文化遺産が「顕著な普遍的価値を有する」「最上級」のものであり、「たぐいまれな価値」があるということが大切であることをお分かり頂けたかと思います。つまり、世界遺産として登録されるためには、他と比較して「顕著な普遍的な価値がある事」「類まれな優れた価値がある事」が重要であり、それを証明する一つの条件として「真正性」、つまりそのものがオリジナルなものであることが重要視されてきました。

では無形文化遺産の場合はどのような事が評価さ



© JM. Ghibaudo APVPG 2011 © C. Barbiero/Musées de Grasse 2010 © Daniel, Serre, M. Roudnitska APVPG 2014

図7 The skills related to perfume in Pays de Grasse: the cultivation of perfume plants, the knowledge and processing of natural raw materials, and the art of perfume composition

世界遺産の審査基準

10項目の中の1部

人間の創造的才能を表す傑作である。

顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある。

最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。

学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。
エリート主義

図8 世界遺産の審査基準(一部)

れ、その評価基準はどのようなものなのか、紹介いたします。お手元に資料 (p.27) も紹介していますが、第1に、申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。つまり、先程検証しましたように、その無形文化遺産が地域の人々にとって大切な文化遺産であり、その人たちによって受け継がれてきたものであること。次に、申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。固い日本語ですが、この意味はこの文化遺産がユネスコ一覧に記載されたら、どのように国内外の人々に無形文化遺産の保護の重要性の理解が広まるか。第3に、その文化遺産を保護する措置が図られていること。そして、第四に、ユネスコ登録に向けた提案に関して、地域の人々が同意し、参加しているか。この部分は審査の時に、特に注意深く読みます。提案書がコミュニティーのレベルで十分に検討され、またコミュニティーが意見を述べて、提案書作成に関わっている事を確認します。最後に、締約国がその国の無形文化遺産に関して、調査をして無形文化遺産の目録を作成しているかどうか。この5つの点について、提出された提

案書を読み、調べるわけです。これらの評価基準を総合して、専門家は「平等主義」と呼んでいます。つまり、「地域の人々が大切にしてきた無形文化遺産が、広く世界各地にあり、その地域の生活に深く根ざして、多様にある事を大切にしよう」という事です。

審査基準の違いに加えて、この2つの条約は、評価基準の他に審査の方法に決定的な違いがあります。世界遺産条約の審査は外部の諮問機関である「ICOMOS」が行い、膨大な資料の検証の他に現地調査を行い、提案されている文化遺産が評価基準に見合うものであるかを判断します。しかし、無形文化遺産条約の審査は政府間委員会で選ばれる12人の専門家、そのうち6人はNGO、つまり非政府団体を代表する専門家たちで、他の6人は締約国の推薦による専門家の12人で構成されており、これらの12人が提案書の内容を読んで、提案されている無形文化遺産が審査基準をクリアしているかどうかを判断します。この審査の過程で、現地調査はありません。無形文化遺産そのものの価値を問うのではなく、提案書に十分な内容が書かれているかが判断基準です。それは無形文化遺産、例えば、祭りなどの価値はコミュニティーの人々が感じ、語るものであり、外部の専門家がなんらかの物差しを持って判断するものではないと言う前提があるからです。審査をする人はそのコミュニティーの人々の思い、感じている価値観が提案書に表れているかどうかを審査する訳です。

ここまでで、ユネスコ無形文化保護条約とその運用の概要、さらに特徴をご理解いただけたかとおもいますので、次に、その運用においてどのような成果を収めてきたのか、そして現在、どのような課題があるのかについて、考えていきたいと思えます。2019年現在、この条約の締約国は178カ国です。運

用が始まって10年程で、これだけの数の国が「無形文化遺産保護」の重要性を認識したという訳ですから、この条約が世界に「無形文化遺産」と「その保護」に対する認知度を高めたという事は疑いなく、この点について、条約運用の成果が評価できると思います。

条約の運用が始まってから10年が経過し、当然のことながら、いくつもの課題が見えてきました。ここでは現状と課題を大きく3つにまとめてお話ししたいと思います。第1に、締約国からの申請が「代表リスト」に偏っているという問題があります。これまでに3つのリストに記載された件数は合計508件で、総数122カ国の国の無形文化遺産が記載されています。この508件の内訳を見ますと、そこに課題が見えてきます。現在、「代表リスト」に記載されている件数は429件、「危機リスト」が59件、「グッドプラクティス」が20件であり、条約がその目的とする無形文化遺産を保護するための「危機リスト」に記載されている件数が少ないことがお分かり頂けるかと思います。「代表リスト」が注目される傾向は現在も変わらず、先ほどもお話ししましたが、昨年は、記載された文化遺産の総数は39件で、そのうち「緊急保護リスト」に記載されたのが7件、それに対し「代表リスト」に記載されたのが31件、さらに「グッドプラクティス」として登録されたのが1件でした。この背景には、いくつも問題があります。私は、これはあくまでも文化人類学者である私の個人的な意見ですが、この条約の基盤である「文化の多様性」という概念がやはり、難しい。「それぞれの地域に、地域独自の文化が育ち、それらが多様にあることこそが人類の宝である。だから消滅しそうな無形文化遺産を保護しよう。」という考え方が理解しにくい。それよりは世界遺産の考え方である「顕著な普遍的な価値」「たぐいまれな優れた価値」、つまり「他より優れた文化遺産」という考え方の方が解りやすい。言い換えると「無形文化遺産は世界遺産の無形バージョン」という理解が分かりやすいという理由があるのではないのでしょうか。もちろん、他にも理由がたくさん考えられます。例えば、本当に保護が必要な国は、無形文化遺産という概念すら知られていなく、それを保護しようとする考えが浸透していないので、申請も少ないという事も重要な理由の一つです。

次に現状を分かりやすく説明するために、実例と

して、これまでの日本提案で記載された無形文化遺産を見てみたいと思います(図9)。現在、21件が記載されています。少し時間をとって、このスライドを説明させていただきます。これまで「無形文化遺産は地域の人々の間で活きた文化として伝承されている無形文化遺産である」とお話ししてきましたが、日本の一覧表を見ると、記載の初年度である2008年に「能楽」「人形浄瑠璃」「歌舞伎」があります。むしろプロフェッショナル化した伝統文化で、他の田植え踊りなど、典型的に人々の生活に密着した無形文化遺産とは質を異にしていることに気付いたかと思います。ユネスコでは1990年代以降、無形文化遺産に目を向けて、その保護・振興に関心が高まってきました。実際、2001年から2005年にかけては、条約の作成・採択と並行して、「人類の口承及び無形文化遺産に関する傑作宣言」と言った事業を展開していました。計3回行われたこの事業により、「傑作」として、90件の世界各地の無形文化遺産が登録されました。日本はこの3件を記載しました。その後、無形文化遺産発効後に、これらの90件は代表リストに組み込まれました。そのような訳で、これらの90件は無形文化遺産保護条約の発効に至るまでの間にも無形文化遺産の保護を前進させようとして試みられた取組であり、日本の場合は「傑作」3件がこのように代表リスト入りしています。

他にもこのスライドを見て、疑問に思われる点がたくさんあるかと思います。例えば、どうして2009年にたくさん記載されていて、次の年に2件なのか。これは、記載の条件や審査のポイントが大きく変化し始めた事を示しています。確かに、2009年頃に日本人の研究者によって書かれた論文などを読むと、「申請された案件は全て、記載される」などと書かれていますが、実はこの年あたりから、様相が変わってきます。

日本の無形文化遺産(代表リスト)

2008年「能楽」「人形浄瑠璃」「歌舞伎」
 2009年には「秋保の田植え踊り」「チャッキラコ」「題目立」「大日堂舞楽」「雅楽」「早池峰神楽」「日立風流物」「飯島のトンドン」「小千谷縮・越後上布・新潟県魚沼地方の麻織物の製造技術」「奥能登のあえのこと」「石州半紙:島根県石見地方の製紙」「アイヌ古式舞踊」「京都祇園祭の山鉾行事」
 2010年には「組踊」「結城紬」
 2011年には「壬生の田植え」「佐陀神能」
 2012年には「那智の田楽」
 2013年には「和食:日本人の伝統的な食文化」
 2014年には「和紙:日本の手漉き和紙技術」
 2016年には「山・鉾・屋台行事」
 2018年には「来訪神」

図9 日本の無形文化遺産(代表リスト)

一番の皆様の疑問が、最初の頃は地域単位の無形文化遺産を個別に記載していたのが、「和食：日本人の伝統的な食文化」のあたりから、日本全体を一つの単位として申請しているのはどうして？「山・鉾・屋台行事」の場合は、さらにすでに記載されていた祭りも含めて33地域の祭りを総合して、記載されているのはどうして？ということではないでしょうか？

これら背景には、各国から提出された提案書の審査には時間と手間が必要であるということが背景となっています。提案書がユネスコ事務局に届き、必要な全ての書類が揃っているか、また指定された文字数内で答えているか、などの事務的なチェックがあり、その後評価機関により事前審査が行われます。審査に正確・公平を期そうとすると、その準備に時間がかかります。最初の提案書提出とその提案書の審査が行われた2009年は、まだ条約発効後間もなくで提案書を出す国も限られていました。しかし、徐々に条約の締約国も増え、提案書の数も膨大になってくると、その全てを限られたマンパワーで処理する事が難しいと言う事態になりました。その問題を解消する方法として、今、行われているのは審査件数に上限を設けるという方法です。現在は、1年に50件の提案書を審査しています。これは丁寧に提案書を精査するという目的の他に、もうすでに多くの文化遺産を記載している国と、まだ記載件数が少ない国とのバランスをとるという目的もあります。その年の申請が50件を超えると、まだ記載のない国の提案書が優先されるという申し合わせになっています。日本のように、すでに多くの文化遺産が記載されている国は2年に1件が審査対象になるという狭き門です。また、一部の評価基準が不明瞭であるなどの問題も指摘されています。

これらの課題の他に、より根本的な課題として、評価機関による勧告を政府間委員会の議論の中で、「ひっくり返し」という現象が見られました。この現象が最も顕著に表れたのが、エチオピアのアディスアベバで開催されました第11回政府間委員会でした。評価機関がそれぞれの提案に対して、記載の可否に関して下す勧告は3種類あり、一つは「記載」、もう一つは「不記載」、そのいずれの判断をするために情報が不足している場合「情報照会」、つまり「これこれに関する情報を挿入して、もう一度提案書を提出して欲しい」という意味なのですが、提案国はそれを好まない。もちろん、提案書提出に至る

までに、膨大な時間とエネルギー、多くの人たちの協力がある訳ですので、政府間委員会の場で「記載」となる事が望ましい。アディスアベバでは、評価機関が出した「情報照会」の勧告の80パーセントを「ひっくり返し」、それらを「記載」としました。中には、評価機関が「不記載」としたエレメントも「記載」となった例もあります。

ここで問われるのは、政府間委員会の判断の「信用性」であり、外から見ると「政府間委員会は専門家集団である評価機関の勧告を信用していないのかな？」「政府間委員会は専門家の意見を聞かずに、自らの判断をしようとしているのか」など、委員会が健全に機能しているかどうか疑念が生じます。この年の評価機関は、私が議長をしていた評価機関であり、私の心中は複雑でした。もちろん評価機関の議長として、「12人の専門家が、慎重に審議して下した判断を、政府間委員会では数の力でくつがえすのか」とか、「これまで尊重してきた審査の一貫性、判断の基準の一貫性が崩れてしまう」という思い。しかしながら、提案国の不満も十分理解でき、「膨大な時間をかけて準備した提案書がほんの少しのミスで記載されない事が確かに理不尽である」また「この記載は国の威信をかけた、重要な決定であるから、何としても記載に持って行きたいという国内事情」などという思いがよぎりました。このアディスアベバでの政府間委員会以降、数年かけて審査プロセスの見直しを議論しています。

現在の審査過程のいずれかの段階に、評価機関からの中間報告のようなフィードバック、あるいは「評価機関と提案国間のコミュニケーション」などが検討されていますが、具体的には、今年9月にはユネスコ本部での専門家会議において、多方面から改善策が検討されることになっています。日本政府はその支援のための経費を拠出し、条約運用の改善に向けた主導的な役割を果たしています。私も含めて、これまで2003年条約に関わってきた専門家や締約国は、この数年で行われるであろう運用方法の改善に大きな期待を寄せています。それは、この改善により、無形文化遺産保護条約の根幹にある「コミュニティを尊重する平等の精神」が具現化され、真に、本日のタイトルである、『コミュニティが誇る無形文化遺産』そして「その多様性」を世界に示すことが可能になることを、心から期待しているからです。

ご清聴ありがとうございました。

配布資料

ユネスコ無形文化保護条約ホームページ
<http://www.unesco.org/culture/ich/>

無形文化遺産の保護に関する条約

第1条 条約の目的

この条約の目的は、次のとおりとする。

- (a) 無形文化遺産を保護すること。
- (b) 関係のある社会、集団及び個人の無形文化遺産を尊重することを確保すること。
- (c) 無形文化遺産の重要性及び無形文化遺産を相互に評価することを確保することの重要性に関する意識を地域的、国内的及び国際的に高めること。
- (d) 国際的な協力及び援助について規定すること。

第2条 定義

1. 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術、並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して、絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもののみ考慮を払う。

2. 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。

- (a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む）
- (b) 芸能
- (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
- (e) 伝統工芸技術

3つの一覧

- (1) 「人類の無形文化遺産の代表的なリスト（代表リスト）」
- (2) 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産のリス

ト（緊急保護リスト）」

- (3) 「無形文化遺産の保護のための計画、事業、及び活動（グッドプラクティス）」

無形文化遺産の審査基準

- (1) 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
- (2) 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- (3) 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り幅広い参加および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- (4) 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

水中文化遺産保護をめぐる世界の動向、日本の現状

ねぎた よしお
 禰宜田 佳男

大阪府立弥生文化博物館 館長

はじめに

こんにちは。大阪府立弥生文化博物館の禰宜田です。よろしくお願ひします。こういう肩書の者が、なぜこのような所で水中文化遺産の話をするか、不思議に思ふ方がいらっしゃると思いますので、自己紹介をさせていただきます。実は、3月まで文化庁の文化財第二課で、埋蔵文化財の保護に関する仕事をしておりました。水中遺跡の保護にもずっと関わらせていただいたということがございます。そういうことで、きょうは話をさせてもらうことになった次第です。よろしくお願ひします。

きょうは『水中文化遺産保護をめぐる世界の動向、日本の現状』というタイトルでお話をいたします。これまでのお二人はユネスコの世界文化遺産と無形文化遺産に関する条約に批准をしている立場でのお話でした。が、日本の場合は水中文化遺産条約に関しては、まだ批准をしておりません。そういう前提があるということでお聞きいただければと思います。その批准の問題については、後の討論の中でも出てくるかもしれません。

さて、私の話ですが、水中遺跡の保護は日本の文化財保護の枠組みでいえば、埋蔵文化財の保護の中に含まれます。そこで、まずは日本の埋蔵文化財がどのようなかたちで保護されてきたのかについてお話しします。次に世界の水中遺跡の保護がどのような動向にあるのかについてご説明し、最後に日本の水中遺跡保護の現状はどうなっているのかのお話をさせていただきます。基調報告の責任を果たさせていただきたいと考えています。

1 日本の埋蔵文化財保護体制

まずは、埋蔵文化財とは何か？についてです。そして、埋蔵文化財の中でとくに重要なものについては、史跡指定されますので、この2つの違いを説明します(図1)。

埋蔵文化財に近いことばで遺跡があります。両者はニアリーイコールであります。遺跡の方が概念としては広いことを頭に入れておいていただきたいです。埋蔵文化財は、文化財保護法第92条で、「土地に埋蔵されている文化財」と定義されています。遺跡の中で行政が保護の対象にしているものが周知の埋蔵文化財包蔵地で全国に46万カ所以上あります。ですから、どこにでもあると言っていいでしょう。おそらく、きょうここにお見えの3分の1から



1958年兵庫県生まれ。大阪府教育委員会文化財保護課、文化庁記念物課等を経て現職。全国の埋蔵文化財の保護に関わる業務を行う。この間、東日本大震災に際しては復興調査体制を作る一方、「発掘された日本列島」展にて埋蔵文化財の普及啓発も推進。宗像沖ノ島世界遺産登録、水中遺跡の保護などにも携わる。専門は日本考古学とくに弥生時代。

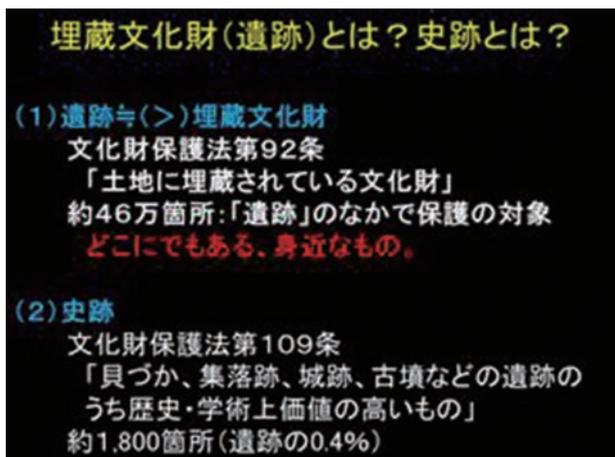


図1 埋蔵文化財と史跡

半分ぐらいの方は、その上に住んでおられてもおかしくないと思います。

その中で、水中遺跡の価値が評価され、長崎県鷹島神崎遺跡が史跡に指定されています。史跡とは文化財保護法の109条の中で、貝塚や集落跡等の遺跡のうち、歴史上や学術上で価値の高いものです。それを史跡に指定し活用を図っていくことが謳われています。保護を進める主体は地方公共団体です。現在までに史跡は約1,800カ所が指定され、その数は埋蔵文化財の約0.4パーセントにあたります。埋蔵文化財のなかでも貴重なものが指定されますから非常に少ないと言えます。

次に埋蔵文化財の特徴です。写真のように畑を掘ったら出てくるというように、発掘調査することによって内容が分かるのです。子どもたちが立っている所は、柱の立っていた跡です(図2)。発掘調査で所在が明らかになりますが、これを埋め戻してしまうと、再び所在が分からなくなってしまいます。ふだんは目にする事ができないのです。

古墳やお城の堀など地上に出ているものは、埋蔵文化財の中では例外的なものです(図3)。私はそれを保護する仕事をしてきたわけです。

続いて埋蔵文化財を保護する理念について説明します。日本の場合は国民の共有財産だと位置付けています。開発事業が計画されたとき、開発をしたい所に埋蔵文化財がある場合には、開発に先立ち発掘調査をします。その調査を記録保存調査と呼んでいます。こうした調査は、世界各国で行われていますが、日本では、国民共有の財産の保護をするという理念の下で、実施をしているところが特徴です。

国民共有財産を保護するために実施しているの



図2 壇の越遺跡(宮城県)(佐藤則之氏より)



図3 史跡和泉黄金塚古墳(大阪府)(和泉市2005より)

で、開発によって破壊される面積が数平方メートルでも数万平方メートルでも、等しく記録保存調査を実施しています。参考までにフランスでは、開発事業者の大小によって額は変わりますが、すべての開発に先立ち開発税のような形で記録保存調査の経費は徴収され、その面積が狭い場合、記録保存調査を実施しません。これは考古学的な成果が顕著に得られないからだと聞いています。このように、国によって埋蔵文化財の保護に対する考え方や記録保存調査実施のしくみや運用の仕方は違ってきます。日本の場合、考古学研究のためではなく、国民共有の財産を保護する行政措置として記録保存調査が実施されていること、これが大きな特徴なのです。

実は阪神淡路大震災のときにも、復興事業に先立ち記録保存調査は実施されました。私の実家は西宮なのでまさに被災地でした。震災後のまちの姿を見たときには、この世のものとは思えませんでした。このとき、私もまだ若かったのですが、復興事業に伴う記録保存調査を担当した経験もあります(図4)。文化庁に異動してからは東日本大震災がおこ

りました。この時には東日本大震災からの復興と埋蔵文化財の保護を両立する仕組みづくりと復興事業に先立つ記録保存調査を実施する体制を作ることをさせていただきました(図5)。このような非常事態の時でも記録保存調査が実施できたのは、考古学とは距離を置き、行政措置として記録保存調査を位置づけてきたからだと考えています。

話をさらに進め、次に埋蔵文化財保護行政の体系について説明します。発掘調査を含めた調査が中心的な役割を果たしています。出発点は、遺跡がどこにあるのかを把握しそれを国民の人に知らしめること、周知が必要となります。開発事業計画が起こりますと、埋蔵文化財をできるだけ現状のままで保存するため、事業計画の変更はできないかなどの調整をします。どうしても壊されてしまう場合は、記録保存調査を実施することになるのです。また、史跡指定、つまり保存を目的として、遺跡の内容や範囲を明らかにする発掘調査を実施することもあります。指定後には国民のみなさんにその史跡がどのような内容であったのかを現地で史跡公園などに整備し、活用をすることもおこなわれています。こうし

た、「把握・周知」「調整」「保存」「活用」という4つの種類の業務全体が埋蔵文化財保護行政なわけです。

3年前に京都で世界考古学会議という学会がありました。陸上の埋蔵文化財に関するこのような仕組みについて、欧米の方々に報告をおこないました。いろいろな方から「日本の考古学遺跡保護の仕組みは非常に素晴らしい」とのコメントをもらいました。それは記録保存調査を行政措置として実施している点が評価されたのだと考えています。

それでは次に、そうした埋蔵文化財保護の仕組みができていの中で、水中文化遺産である水中遺跡の保護がどうなのかという話に入ります。日本の場合には、国土面積は世界で62番目になりますが、海岸線の距離でいいますと世界で6番目です。そう考えますと、水中遺跡の保護は積極的に行っていかなければならない対象だと言えましょう。

ここで水中遺跡の定義をしておきます。水中に埋蔵文化財が所在する場所を水中遺跡と呼んでいます。対象としては海、海域、湖沼において、常時水面下にある遺跡、満潮時に水面下にある遺跡です。そうした遺跡について保護の取り組みを進めようとしていることになるわけです。世間的にはと言いますか、一般的には沈没船が水中遺跡の対象というイメージになりがちかもしれませんが、例えば海岸近くにあった村が地殻変動で沈んでしまうこともあります。上佐湾では、南海トラフによる地震の関係で、中世の村が海の中で沈んでいます。決して沈船だけが水中遺跡ではないのです。われわれはそのようなものも対象にしていかなければなりません。当然、海だけではなく湖沼も保護の対象になります。

さて、これまでの話からしますと、日本は水中遺



図4 復興調査担当者として(兵庫県・猪名庄遺跡)
(渡辺昇氏より)



図5 復興調査実施体制を構築する担当者として
(試掘調査状況を視察した際に報告者撮影)

水中遺跡の定義

- 水中に埋蔵文化財が所在する場所、その場所(水中の埋蔵文化財包蔵地)を「水中遺跡」。
- 海域や湖沼等において常時もしくは満潮時に水面下にある遺跡を対象とする。

- * 沈船だけが水中遺跡ではない
- * 海だけでなく湖沼も

図6 水中遺産の定義

跡の保護をあんまりしていないのではないかとと思われるかもしれません。それはある意味事実ではありますが、そうではない部分もあるのです。その微妙なニュアンスを含み置きください。

後で写真をお見せしますが、例えば北海道の江差には開陽丸が沈んでいます。これについては1975年に発掘調査が始まっていますが、これは世界的に見ても早い時期に実施された調査事例といえます。

この写真が開陽丸です（図7）。オランダの軍船で、1868年の函館戦争のときに暴風雨に遭って、沈没しました。これは調査風景です（図8）。画質が悪くて申し訳ありません。木造船で船体が残っていることがわかります（図9）。海底で確認した遺物の実測をしています。大砲については引き揚げました（図10）。遺物もさまざまなものがあります。現在は地元にある開陽丸記念館で、公開活用されています（図11）。

また、長崎県の鷹島沖の蒙古襲来の際の船が沈んでいる鷹島海底遺跡の調査も1980年代頃から進められてきました。この鷹島海底遺跡の中の一部である鷹島神崎遺跡は、2012年に史跡に指定されました。日本の水中遺跡の保護については、まったくやって

いなかったわけではないのですが、課題は多いということを確認しておきます。

2 世界的水中遺跡保護体制の動向

では、次に世界的水中遺跡の保護がどのような状況なのかを簡単ですが、見ていきます。

日本もそうですが、水中遺跡の保護をしていかなければならないのは、「海の発見は発見者のもの」という考え方が世界的にありました。欧米では20世紀後半に個人の潜水者が、良好に遺存していた沈没船の積載物を大規模なサルベージ事業として引き揚げ、それを売却しました。そのようなことが続いて行われまして、これで果たして沈没船の保護ができるのかとの危惧がおこったのです。

非常に危機的であるとの認識がオーストラリアでおこり、1982年に国連で海洋法条約が成立し、一定の歯止めをかける動きがありました。でも、それだけではなかなかうまく保護が進まない状況にあつて、1996年にICOMOSで「水中文化遺産の保護と管理に関する憲章」が採択され、ようやく水中遺跡の保護についてもさらに一歩前進しました。そうして2001年にユネスコ本会議の中で、「水中文化遺産



図7 開陽丸完成写真
(1866.8 オランダ ドルトレヒト)



図9 海底の船体



図8 開陽丸の調査風景
(文化庁2017より)



図10 大砲の引き揚げ（開陽丸）



図11 開陽丸から引き揚げられた遺物（文化庁2017より）

保護条約」が採択され、2009年には20カ国の批准でもって条約が発効しました。現在では、60数カ国が条約に批准をしています。

水中文化遺産保護条約の中で、それ以前と違う考え方や理念が示されました。まずは、海底で沈没船などが発見された場合、勝手にことを進めるのではなく、その関係者や国々の間で協議によって取り扱いを決めていきます。基本的には、現地保存が原則という考え方です。現在では、水中文化遺産保護条約に批准している、していないにかかわらず、見つかった場所で現地保存するという考え方が浸透してきています。日本はどうかということについては、あとのパネルディスカッションで議論になりましたら、もう文化庁の立場ではありませんので、ひょっとしたら話ができるかもしれません。

引き揚げた具体的な事例としては、例えば1628年に沈没したスウェーデンの海軍のヴァーサ号があります（図12）。非常に良く残っています。このようなものが沈んでいて引き揚げたら、国民はびっくりします。国民的な関心を持つことになるでしょう。しかし、その半面で引き揚げた後はどのように保存していくかが大きな課題となります。引き揚げ後のメンテナンスは、半永久的にしなければならないのです。その課題が突き付けられることとなります。

図13は、1545年の英仏戦争で沈没したイングランドのメアリーローズ号という船があるのですが、そのメアリーローズ号博物館の前にある復元されたヴィクトリー号です。行った時は、博物館で保存処理中の船体が展示されていました（図14）。保存処理に30年程度かかり、現在では終了した姿が展示されていると聞いています。

この船は横倒した状態で沈没しました。船体の下側、海底の砂に埋まった部分、船体の半分だけが残っているわけです。砂の上に出てきたものについてはフナクイムシに食べられるなどして残っていません。とにかく非常に大きな船体の保存処理をしな



図12 公開しているヴァーサ号（文化庁提供）



図13 メアリーローズ号博物館の横に復元されたネルソン提督の旗艦HMSヴィクトリー号



図14 保存処理中を公開しているメアリーローズ号（現在では、保存処理が完了した状態を展示している）（報告者撮影）

ければなりません。

遺存状況がいい船を引き揚げて、保存処理をして、国民に見せることができれば、水中遺跡の重要性を国民・市民の方々に周知をする面では、非常に意味のあることだと考えられます。

ただし、先ほども申しましたが、引き上げると保存処理に多くの費用と期間を要します。船体だけでなく積荷もあります。保存処理後はメンテナンスも必要になり、コストは半永久的に必要です。そのような財政的な問題が出てくるのです。そういうこともあって、ユネスコが現地保存の方針を出したことで、今は世界各国がその方向に進んでいます。もちろん、そうではない事例もありますので後ほど報告をします。

3 日本の水中遺跡保護体制の現状

では続いて、日本の水中遺跡の保護体制の現状についてのお話をします。表1は東海大学の木村淳先生が作られた資料を簡単な形にさせていただいたものです。先ほども紹介をしたヴァーサ号は、1961年に発見されて調査が行われました。

開陽丸の調査は、1975年から1980年にかけて行われています。世界的に見ても、決して後れを取っていただけではないことはすでにお話ししました。蒙古襲来関係の鷹島海底遺跡も2011年までの調査をもって、翌2012年に鷹島神崎遺跡として史跡指定されました。こうした事例もありますが、日本の水中遺跡保護のあり方が十分でないことは事実です。

文化庁では、2017年に『水中遺跡保護の在り方』

沈没船遺跡名	国	発見・調査年	影響
ヴァーサ号	スウェーデン	1961	国内沈没船遺跡調査・保存法促進
ロスキレ・バイキング船	デンマーク	1962	国内水中遺跡の研究・管理・展示体制
オランダ東インド会社 (VOC) バタヴィア号	オーストラリア	1963	史跡沈没船保護法整備・各州専門機関設置
USS モニター (南北戦争)	アメリカ合衆国	1973	国内法整備・関連省庁専門機関設置
開陽丸	日本	1975	日本初の沈没船遺跡での水中発掘調査
蒙古襲来鷹島海底遺跡		1980	
新安沈没船	韓国	1975	国立専門機関設置
メリーローズ号	イギリス	1982	行政・大学機関の専門職拡充
ウルブシ沈没船	トルコ	1984	国内水中遺跡調査件数増大
VOC ヘルダーマルセン号	インドネシア	1986	中国にとっての行政・国内法整備
VOC アゴンスター号	スリランカ	1992	国内沈没船遺跡調査・保存法促進
クラニアオ沈没船	タイ	1992	国立専門機関設置
ブルネイ沈没船	ブルネイ	1997	国立海事博物館設立
ナティエール・II号	フランス	1995	国内沈没船遺跡調査・保存法促進
ピリトゥシ沈没船	インドネシア	1998	国立専門機関設置
蒙古襲来鷹島海底遺跡 元軍船の発掘	日本	2011	文化庁水中遺跡調査検討委員会

表1 世界の主要な沈没船引き上げの例とその影響
[木村淳(東海大学)作成資料から編集して作成]

について』という報告書を出しました。結構、大部なものです。これから日本が、どのような形で保護を進めていったらいいかの指針となることを中心に、世界がどのような形で水中遺跡の保存・活用を進めているのかということ、水中遺跡の調査方法などを含め写真・図も入れながら、1冊の報告書という形でまとめています。

報告書では水中遺跡保護の基本的な考え方として、保護の理念は陸上と同じであること、しかし水中遺跡の特性を踏まえた保護措置が必要であることを明記しています。陸上の埋蔵文化財保護では「把握・周知」、「調整」、「保存」、「活用」の4段階があるとの話をしましたが、水中遺跡保護についてもそれぞれの段階での留意点を整理しています。それとともに保護体制を構築するにあたっては、国が主導することが書かれています。

これについての説明を先ほどのところではしませんでした。陸上の埋蔵文化財保護に関しては現在、地方分権という方向性のなかで国に権限がありません。例えば、記録保存調査を実施するかしないかの判断は、都道府県・政令市などがすることになっていて、国がどうするかを言えない状況にあるのです。そういう現状のなか、水中遺跡の保護にあたって国が主導すると書いているのです。これは陸上の埋蔵文化財保護に対して水中遺跡保護については、少し踏み込んだ書きぶりです。陸上と水中では、保護体制において少し違うということになります。

図15が史跡になった鷹島神崎遺跡です。鷹島は長崎県松浦市にあります。鷹島海底遺跡は、鷹島の南の広い部分が周知の埋蔵文化財包蔵地となっていて、その中のごく一部が史跡指定されています。赤



平成24年3月27日 国史跡「鷹島神崎遺跡」指定区域

図15 史跡鷹島神崎遺跡(長崎県)(松浦市のHPより)

い線で示した部分です。この鷹島沖には、ものすごくたくさんの元寇船が沈んでいると考えられています。漁師さんが魚を取りますが、魚と一緒に遺物がいろいろと引き揚げられてきました。その量が濃密な部分には、船が沈没している可能性が高いだろうということで、まずは赤い部分を史跡指定しました。実際に、この海域で機械を使って探査をすると、ほかと違う反応をする地点がありました。そこに沈没船が眠っているのではないかと考えられているのです。

沈没船を確認した場所についてはフナクイムシに船体が食べられないように銅の網をかぶせて保護措置を執っています。そこで実際に潜ってもらい沈没船がどのような状況にあるのかを確認する必要があります。図16は潜って撮った映像を船の上で確認しているところの写真です。元寇船の一部が、図17のような形で遺存をしています。

これは有名な『蒙古襲来絵詞』です(図18)。竹崎季長が、自分が蒙古襲来に対して頑張ったことを



図16 沈船の遺存状況の確認調査風景



図17 モニターに映った元寇船(報告者撮影)

アピールするために作った絵が残っているのです。ここに「てつほう」が描かれています。爆弾のようなものです。カラー写真でなくて恐縮ですが、実際に海底から見つかっています(図19)。フジツボがついているので、ずっと海にあったことがわかります。これも実際に発掘調査で出土したものです。

この遺跡は蒙古襲来という歴史的事実と、実際に水中に戦場の跡が残されているという考古学的事実が一致したことが極めて重要であることから史跡になりました。現在、鷹島神崎遺跡のある松浦市も水中遺跡の調査研究センターをつくって、積極的に保存と活用の取り組みを進めています。このように史跡指定をおこない水中遺跡保護に取り組んでいる地方公共団体はあるにはあります。

また、市町村の中には、文化庁が報告書を出したことを受けて、水中遺跡の分布調査を進める取り組みも始まっています。一例が鹿児島県の徳之島です。徳之島は徳之島町、伊仙町、天城町の3つの町からなっています。その徳之島の沿岸付近の海底で、どのような水中遺跡に関する遺物があるのかを実際に潜って、調査をする取り組みが始まっているのです。潜水して目視で確認します(図20)。この事業については先の三町がそれぞれ調査主体となって、文化庁の埋蔵文化財保護に関する補助金を使っています。潜っていくと、いかりが沈んでいることもわかりました。が、いつの時期のものなのかは、残念ながら分かりません。時期については、もう少し調査研究を進めていく必要があります。

遺物の位置は陸上ならばGPSで所在がわかります。が、水中ではそれが使えません。いかりの場所にいるだけでは位置は分からないわけです。そこで、海底でいかりを見つけた場所の真上にあたる海面上の位置をGPSで記録することになります(図21)。

当然のことながら水中での作業は命に関わることになります。非常に危険な側面があるということです。恐れていても始まりませんが、水中遺跡に関してはアクセスが非常に難しいことがあり、大きな壁となっているということです。地方公共団体のかたがたが、水中遺跡に取り組むのに二の足を踏むのは、そのような事情もあると思われます。話がそれましたが、そうして記録した地点を落としこんだ写真が図22です。いかりの存在を5カ所で確認しました。

この地点は、いかりがありますから遺跡と言えます。これらを行政として保護対象にするのかどうか、



図18 蒙古襲来絵詞に描かれた“てつはう”
(文化庁編『発掘された日本列島2012』朝日新聞出版より作成)



図19 海底で発掘された“てつはう” (文化庁2017より)



図20 潜水目視調査



図21 いかりの確認
(中段は山本祐司氏、それ以外は新里亮人氏より)

すなわち埋蔵文化財包蔵地として周知するかどうかは、今後、検討をしたうえで市町村のかたがたが決めていくことになります。把握しても、保護対象とするかどうかは行政判断が必要だということを皆さんにも知っておいていただきたいと思います。

こうした先進的な取り組みを紹介しました。現在、地方公共団体には6,000人以上の埋蔵文化財の専門職員が配置されていますが、奈良文化財研究所は全国の地方公共団体に、水中遺跡保護の現状についてアンケートを実施しました。その調査結果を示していますが、字が小さくて恐縮です (図23)。

そのなかでいくつかの点を紹介します。「域内で水中遺跡の存在について何らかの情報を把握しているか」に対しては、大半が「把握していない」と答えています。市町村の数は1,700あまり、未回答も

あるのですが、水中遺跡の存在はなかなか知られていないわけです。



図22 面縄港における鉄錨の平面分布状況写真

水中遺跡に対する現状認識 (アンケート調査結果)

1. 集落・包蔵地
2. 遺物の散布地・漂着地
3. 港湾施設
4. 堤防・護岸施設
5. 沈没船
6. その他
7. 水中遺跡がない。

Q4. 水中遺跡を埋蔵文化財包蔵地として周知する際に、想定される懸念事項をお教えください。
 【複数回答可】

a1	39
a2	87
a3	19
a4	8
a5	39
a6	45
a7	114

Q5. 水中報告の発出を受けて、何らかの措置を行いましたか。【複数回答可】

a1	30
a2	32
a3	15
a4	23
a5	23
a6	39
a7	768

Q6. 埋蔵文化財包蔵地として周知する際に、想定される懸念事項をお教えください。
 【複数回答可】

a1	574
a2	609
a3	360
a4	223
a5	314
a6	48

Q7. 埋蔵文化財包蔵地として周知する際に、想定される懸念事項をお教えください。
 【複数回答可】

a1	4
a2	41
a3	851

Q8. 水中遺跡を埋蔵文化財包蔵地として周知する際に、想定される懸念事項をお教えください。
 【複数回答可】

a1	117
a2	329
a3	368

図23 水中遺跡に対する現状認識 (奈良文化財研究所「埋蔵文化財ニュース」No.175より)

「遺跡としてどれだけの内容が分かっているか」も聞きました、細かなところは飛ばしますが、集落跡、港湾施設、沈没船など遺跡の種類を回答するよりも「水中遺跡がない」と答えた方が多いのです。調査が進んでいないこともあって、そう回答したのだろうと考えます。

「水中遺跡を埋蔵文化財包蔵地として周知をする際に想定される懸念事項を教えてください」との質問には、「水域の所有権や利害関係者との関係はどうか」、「包蔵地にする方法が分からない」という回答が多く、保護対象に水中遺跡をもつことに、二の足を踏んでいる自治体が多いわけです。

「水中遺跡保護の報告書が刊行されて、実際に何かを行いましたか」という問いもあります。「何もしていない」が圧倒的に多いです。「それはなぜか」という問いに対しては、「体制がない」、「人員不足」、「陸上だけで精いっぱい」と回答しています。「時期尚早」、「業務多忙」という答えもありました。

ヨーロッパやアメリカではトレジャーハンターが海の中から遺物を引き揚げてして、オークションにかけるなどの行為があるわけですが、「トレ



図24 潜水調査の体験 (報告者撮影)

ジャーハンターの標的となる水中遺跡は存在すると想定しているか」に対しては「想定していない」が圧倒的に多かったです。実際、以前にそのような事態があれば、すでに水中遺跡の保護に取り組んでいたのかもしれませんが、日本ではありませんでした。水中遺跡保護の取り組みが遅れることになった理由でもあります。

アンケート結果について関心がある方は、奈良文化財研究所の『埋蔵文化財ニュース』の175号に報告されているので、そちらをご覧ください。

さて、先ほども水中遺跡の調査の難しさについて話をしました。実は私も沖縄と鹿児島でスキューバダイビングの経験があります。怖いという気持ちもありましたが、インストラクターの方がいてくれたので潜ってしまうと怖さもなくなっていました。潜った際に、遺物を確認できませんでしたが、ニモのような熱帯魚を見たのは良かったです。潜水は、多くの埋蔵文化財専門職員の方々にも体験をしていただきたいと思っています (図24)。

おわりに

時間も参りましたので、まとめに入っていきます。

1つ目はこれからの水中遺跡の保護体制についてです。日本の埋蔵文化財保護は地方分権になっていますので、地方公共団体が体制を整備することが原則です。でも、水中遺跡保護の場合、実態として地方公共団体の体制整備には時間がかかることが想定されます。世界各国も、水中遺跡の主体は全てではありませんが、国が担当しているところが多くあります。実際に、外国籍の沈没船が発見された場合には、国家間の問題となります。地方公共団体だけでは対応はできません。そういうことから、報告書に記載されているとおり、まずは国が行政的な点でも調査研究という点でも体制を整備することが求められます。

2つ目は、陸上の埋蔵文化財保護でも示しましたが、保護の第一歩は遺跡の把握です。まずは地方公共団体が水中遺跡の把握から始める必要があるという点です。把握をしたうえで、保護をする対象を周知しなければ、保護施策のやりようがありません。今のままでは、知らない間に水中遺跡が壊されている実態があっても分かりません。

さてここで、今年、パリのユネスコ本部においておこなわれた水中文化遺産の締約国会議の内容につ

いていくつか紹介します。条約批准はしていませんが、オブザーバーとして文化庁や国立文化財機構から3人が参加しました。

まずはSDGsとのかかわりですね。Sustainable Development Goals、持続可能な開発をどうしていくかとのことに関して17項目があって、その14番目に「豊かな海を目指して」という項目があります。その中に、水中遺跡保護の取り組みを組み込むような動きを国連のほうに働きかけるということです。

次は新たな沈船の発見についてです。現地保存という原則に対して、引き揚げ計画がないわけではないということも重要な情報です。これに関して、ユネスコも現在の状態ではあったらかきと船体が朽ちていくので、引き揚げに成功したらよい事例になるという話がありました。ユネスコも何がなんでも現地保存というわけではないようです。また、チュニジア沖でも沈没船が発見されたそうですが、当事国の領海を超えた場所で保存措置を執ることになるので、ユネスコが主導すると初めての事例になることでした。

このほか、各国の批准状況の報告もあり、批准国が少ないこともあって、アジア太平洋地域の存在感が少し希薄ではないかとの指摘もあったと聞きました。このことについては考古学関係の学会誌で報告をしてもらう予定ですので、詳しくはそちらをご覧ください。いずれにしても、今後もこのように世界における水中遺跡保護の動向は知っておく必要があると思います。

話は飛びましたが3点目です。当面、国がおこなうこととしては、水中遺跡保護の必要性を多方面に周知していくことです。実際、いつどこかで沈没船が見つからないとも限りませんから、そうなった時にむけて考え方の整理は不可欠です。国は、水中遺跡の保護について、地方公共団体に対して働き掛けをしていかなければなりません。

最後4点目として、水中遺跡の保護や調査に関するてびきを作成することも必要です。現在、準備を進めているところです。このようなてびきの作成も進めつつ、国・地方公共団体及び水中遺跡保護に関わる民間団体の三者が一体となって連携を図りながら、水中遺跡の保護を積極的に進めていく必要があると思います。

きょうは以上のことを文化庁の調査官に代わってお話しさせていただきました。私の報告は、これで終わりです。ご清聴ありがとうございました。

パネルディスカッション

ファシリテーター：岡田 保良

(国士舘大学イラク古代文化研究所 教授／
文化遺産国際協力コンソーシアム副会長)

パネリスト：西 和彦、岩崎 まさみ、
禰亘田 佳男

岡田 皆さん、こんにちは。ファシリテーターの岡田です。質問票がかなり大量で、それを整理しながら、パネルの先生がたの意見をさらに深めていきたいと考えています。皆さんの質問に十分に答えることができない部分もありますが、容赦ください。よろしくお祈いします。今までの時間で3人の先生からの話がありましたが、非常に盛りだくさんで、貴重で重要な話題でした。ちょっと時間が足りなくて、もしも何か話し切れなかったことがあれば、西さんのほうからお願いします。



西 どちらかといいますと、きょうはコンソーシアムの研究会なので、世界遺産のルールなどの前提条件は、かなり飛ばして話をしました。私自身は、どこで話をしても前提を省略しすぎると怒られることも多いのですが、その意味では少し分かりにくかったこともあるかもしれません。特に省略をしたわけではありませんが、きょうの話の前提として、世界遺産はいろいろな人がいろいろな受け止め方をしています。



何度も話があったように、世界遺産は非常に知名度が高い半面、どのようなルールに基づいて、誰が何を議論して、どのようなことが決まっていくかという中身は、ほとんど知られていません。そこまで細かいことに注目をしていただくことや、興味を持っていただくことは難しいです。しかし、結果だけではなく、その過程がなぜ、そのようになっているかにも少し目を向けてもらえるといいと感じているので、きょうのような話をしました。これでよろしいでしょうか。

岡田 ありがとうございます。

岩崎 先ほど質問の一つを見てしまったので、私のほうからは、それに答えながら補足をさせてもらいます。例えば日本は、来訪神であれば10のコミュニティを含めて提案書を書いています。それは10に限定をしたものなのか。将来的に他のコミュ



1949年大阪生まれ。国士舘大学イラク古代文化研究所・同大学大学院グローバルアジア研究科教授。京都大学博士（工学）。専門は西アジア建築史。日本オリエント学会、日本建築学会などに所属。これまでイラク、シリア、イラン、ギリシア、キルギスほかで遺跡調査や文化遺産保存事業に従事。現在、日本イコモス国内委員会委員長、文化遺産国際協力コンソーシアム副会長。日本各地で進められる世界遺産登録推進活動に参画。

ニティーが入ってくる可能性があるのか。その10は、代表的な意味を持つのか。この辺りの質問は、いろいろな人からよく聞かれます。背景的なことをいいますと、無形文化保護条約に関わる国々は、その国の状況が非常に大きく異なっています。無形文化とは何か全く分かっていない地域から、日本のように既に保護条約があって、いくつもの無形文化遺産が保護をされている国と、大きな差があります。

私が知っている典型的な例ですが、無形文化遺産保護条約を批准をした国は、最初の年にユネスコから、ファシリテーターがやって来て、条約に関する講義をします。今年からインベントリーを作成しようとする国は、最初に国内に無形遺産がどれくらいあるのかを調べます。その上で、例えばある一つの儀礼であれば、それと共通した儀礼を持っている地域をいくつか集めて、提案書を書きます。その場合は、概念的に自分の国にはこのようなものがあるから、これを提案する。イメージとしては、それが小さな地域であっても、国全体を含める広い地域でも自由に定義をしながら、申請書を書きます。

それに比べて日本の場合は、既に地域ごとに「何々町の何々」と市町村に限定した無形文化遺産の保護をしてきているので、それをどのようにユネスコの自由に定義できるコミュニティの捉え方に合わせていくかという問題は難しく、文化庁の方がいつも悩んでいる問題ではないでしょうか。最近では、これは中国の提案書ですが、何々無形文化遺産のタイトルがあって、その説明の中に代表的な地域としては、どこどこであるといった新しいスタイルの提案書の書き方をしています。想像するには、担当者が提案書を書きながら「代表的な地域はどこである」というかなりぼかした書き方をしたのだと思います。国によってそれぞれの事情があって、何とか自分の国に合うような形で提案書を書いていくことに、みんなが苦勞をしていることがよく分かります。質問にあった「10の地域をまとめて、来訪神として申請をしているけれども、11以降は含まれるのか含まれないのか」。これは国内の申し合わせといますか、国内の事情に合わせて解釈をしていくしかありません。大胆な国は、一つのタイトルで全国の地域を含めたような書き方をしている所もあります。

最近、多くなってきたのは、発祥は自分の国で、今では世界に広まっているとの書き方をしている所

もあります。そうすると、コミュニティは世界なわけです。この辺りは、コミュニティとは何なのかの議論も深まっていくと考えています。それも含めて、無形文化保護条約の中ではコミュニティを定義していません。それは、いろいろな可能性があるからです。無形文化の保持者を、コミュニティとグループ、個人であることもあり得るとの非常に大きな枠組みで捉えています。質問に対して正確に答えられません、これが現状で、コミュニティに関しては、それぞれの国が苦悩をしている部分です。

岡田 ありがとうございます。世界遺産は拡張という形で、見直しや追加が割と頻繁にあります、無形遺産はどうですか。

岩崎 拡張については日本は3年くらい前から行ってきています。さらに数年遡ると、甌島のトシドンのように一地域の無形文化遺産として、単一のもので申請がされて、記載されていました。その数年後に男鹿のナマハゲを申請したら、トシドンと同じものではないかと情報照会されました。このような背景があり、提案件数の制限ができてきた頃から、日本では既に国内で保護をされている共通の要素を持つ無形文化遺産をグルーピングして、申請をしているとの動きがあります。今、それを積極的に行っているのは日本で、そのやり方については山・鉾・屋台や、去年のナマハゲもそうですが、それについては高く評価をされています。他の国も日本のようにしましよとの呼び掛けもされているので、拡張は今後も増えていくことになるのではないのでしょうか。

岡田 増えていきそうですね。また後ほど、お願いします。榎垣田先生は、何か言い残したことはありますか。特に最後は時間がなさそうだったので、何かあればお願いします。

榎垣田 ほとんどお話をさせていただきましたので、用語について補足をします。今回の講演タイトルなどはユネスコが使用している水中文化遺産という用語が使われています。でも、私は冒頭から水中遺跡という言葉を使っていました。これは陸上の



埋蔵文化財に対して、これから水中遺跡を保護していくということで検討を進めてきました。水中文化遺産という言葉は、日本の埋蔵文化財保護行政では使いにくいと思ひまして、水中遺跡という言葉を使いました。冒頭に青木副会長からも、「いずれは水中文化遺産保護条約も批准をするのではないか」とのご発言がありました。そうなった時はその時の調査官がどういう言葉を使うのかを考えなければならない課題であると考えています。

岡田 ありがとうございます。質問が多く届いているので、十分に整理をしきれない状況がありますが、先生ごとに分類をしました。共通の部分もありますが、質問票を少し扱わせてもらいます。順番に西さんのほうからで、よろしいですか。まずは今、世界遺産委員会は1年に1回ですが、世界遺産が増えていくので、もう少し間を空けて、調整の時間をたくさん取ればいいのではないかななどの意見が、かつてあったように聞いています。最近、その辺の議論はどうなっていますか。

西 先に結論から言いますと、ここ数年は1年に1回というサイクルを再考しようという議論は、あまり聞きません。それより前は1年に1回の形をやめるといいますか、今の1年に1回ずつ世界遺産委員会を行う形を改めて、新規の遺産については世界各国を回って、いい意味でお祭りとしても機能するようにする。それ以外のルールについては、いろいろな所に行くコストがかかってしょうがないので、パリで決めるといった議論もなくはありません。

さらにさかのぼると、ビューローがなくなったのは20年前ぐらいですか。それまでは世界遺産委員会の前にビューロー会議をかなり大規模に行っていました。その意味では、世界遺産が増える関連でそうした議論はありません。それと同時に1回の世界遺産委員会当たりの審議数は制限が厳しくなっていて、数は減ってはいます。その意味では、ちょっと前までは1カ国一度に数件の審議案件ということもありましたが、今はいろいろな特例を使っても2件です。ウルトラCのような特例のを使っても、3件がせいぜいです。

その辺の運営の仕方は、無形の委員会を参考にし、今の制度が成り立っているという部分もあります。少し前までは世界遺産の数が増えたとの議論が

明示的に、あるいは雑談レベルでされていたこともありましたが、それも最近はあまりありません。今回の審議の中で、ちょうど今の件数で1,111件目になりましたと喜んでいて、少し前までにあったような世界遺産の数に関する議論はほとんどありません。ある意味で、それが顕在化をしていないだけかもしれません。

岡田 ありがとうございます。遺産影響評価についての質問です。遺産影響評価と世界遺産登録との関連は、どのようなものなのか。遺産影響評価について、もう少し知りたいなどもありました。難しいかもしれませんが、簡単をお願いします。

西 遺産影響評価とは文字通り、遺産に対する影響を評価するものです。簡単な説明の仕方をする、Environmental Impact Assessmentといわれる環境影響評価がありますが、それに似たような形のを文化遺産の場合にも行なうというイメージを持ってもらえばいいです。実際の分析の手法は環境影響評価の中で、特に景観に関係するものに近いのですが、それ以外のものでも似ているものもあれば、似ていないものもあります。世界遺産との関連の意味では、最近では保全状況審査が機能しないことが多く、世界遺産委員会側からこのようなことをしなさいとの宿題がいろいろな形で出ていて、その中で遺産影響評価が必要ではないか、保全状況審査ではなく新規の登録の際にも宿題として、これについては資産影響評価をしなさいとの形で言及されるケースが、特にここ数年では急激に増えています。その意味では、先ほども大きな問題意識の話をしました。現実の問題としては遺産影響評価の形で対処をしなさい、何か遺産に影響があるかもしれないプロジェクトがあったときに、それに対する対処の取り方として、まずは評価をちゃんとしましょうとの形の勧告が増えています。

岡田 それに少し関係をするのは、西さんが最後のほうで紹介したワイダーセッティングの考え方です。これとともに緩衝地帯との関係は、どうなっているのかとの質問も来ています。

西 ごく大ざっぱに言いますと、緩衝地帯の外を指すとの理解をしてもらうのが一番、分かりやすいで

す。先ほどのプレゼンテーションでは、いろいろなケースがあると言いましたが、いろいろな見方ができます。一つは、距離が遠くても、大きなビルが建つと影響が出るケースはあるので、それは遠いから良いとはならないのは確かです。それと同時に世界遺産の仕組みとして、世界遺産としての価値がある範囲はここで、それを守るために範囲の外側については、このようなルールで守りますとっている全体の仕組みを考えると、緩衝地帯の外について注文がつくことは、ちょっと変である気もしなくはありません。

そのようなケースがもしあるなら、それを先に見通しておくべきですが、それはなかなか難しいことです。例えば、太陽光発電は、昔からたくさんあったわけではないし、昔はほとんど想像ができませんでした。今では、それがポピュラーになってきているとすると、時代や前提条件が変わってきたために、緩衝地帯を見直さなさいと言ってもいいかもしれません。その辺りがなかなか難しく、緩衝地帯の外についても、世界遺産委員会側から宿題が出て、それぞれの国が対処を求められることになります。

しかし、例えば宿題をもらった国の側からすると、緩衝地帯の外について注文をつけられるのはおかしいと言いたくもなります。このような緩衝地帯を守りますと言って、それでいいと世界遺産になったわけです。しかし、あまり強く反論すると、審査や評価をする側から緩衝地帯を広げてくださいと言われるわけです。そういうことを言われてしまうと敵わないので、緩衝地帯を広げるとは言わずに、個別対処をしている面もあるかもしれません。その意味では、影響評価が明らかに必要なケースもありますが、全体の仕組みの点では、ちょっともやもやした点も残ります。

岡田 作業指針の見直しの中で新しく出てきたとのことでしたが、推薦書のフォーマットまではいかないわけですか。

西 推薦書のフォーマットの中で、例えば資産範囲、緩衝地帯。それにワイダーセッティングの範囲を引くというような、そこまではいていません。

岡田 自然遺産に対しても文化遺産に対しても、両方に適応されるわけですか。

西 基本的には文化遺産について語られることが、ほとんどです。

岡田 ありがとうございます。次の点は、岩崎先生にも関係する質問です。きょうの話の中で、世界遺産と無形遺産のブランド性の話はあんまりなかったのですが、特に観光開発に利用をされる側面が今までも世界で見られるとのことですが、その点でのメリットやデメリットの議論は最近、何か特筆すべきものはありますか。

岩崎 無形に関しては、提案書の保護措置の項目に予期できないような変化が起きる。例えば、観光産業が入ってきて観光化されることによって、無形文化遺産に予期していないような変化が起きてきたときの対処方法を書く部分があります。私が、この条約に関わり始めた7、8年前は、コマーシャルリズムやツーリズムにすぐに目くじらを立てて、否定的な意見、特にヨーロッパの専門家たちの中に多かったです。それはだんだんと緩和がされてきていることは感じます。

近年は、特に国連の持続可能な開発目標（SDGs）を無形も取り入れていこうという傾向が強くなっています。これらのゴールの中に経済的な発展もありますので、無形文化遺産をただ保護してだけでなく、地域経済の活性化にも役立てていく、人々の生活の安定にも役立っていることを強調する事が多くなりました。SDGsの影響などで、この数年で、大きく変化をしてくれています。例えば祭りで「多くの観光客を呼ぶ」との項目が出てくると、以前のように否定的に捉えるのではなく、むしろ観光産業を受け入れたうえで、「本来の保護の目的に悪影響を及ぼすことがないように気を付けよう」や、「悪影響が起きた場合にどのような対応をするかを明らかにするように」という問いかけがなされます。

岡田 世界遺産では、何か議論はありますか。

西 大きくは、無形遺産とほとんど同じ状況といってもいいかもしれません。世界遺産を通じてSDGsをどのように考えるか。今年になって、急激にSDGsに対する言及が増えてきたように感じます。例えば、ものすごい数の観光客が来て、遺産を物理的に壊す。あるいは雰囲気壊れることは、よくな

い。それは、そのとおりです。他方で、お客さんが誰も来ない。特に発展途上国では、そのような状態で持続的な保護ができるかという、ほとんど幻想に近いです。その間で、きちんと価値を伝えながら、遺産に悪影響が出ない形でどのようにマネジメントをするかを模索しているのが現状です。これはなかなか難しく、理想からいえば適正な数のお客さんが来て、遺産の内容を理解してくれて、ついでに可能だったら保全処置の手伝いとして寄付でもしてもらえるとありがたいわけですが、そのようにはなかなかありません。たいていは、多過ぎるか少な過ぎるかのどちらかであるのが現状です。

岡田 ありがとうございます。続いて、岩崎先生にもう少し答えてもらいたい質問があります。世界遺産の場合は、危機遺産はもとの世界遺産リストの中から出しますが、無形の場合は無形のリストと危機や、無形のリストとグッドプラクティスは重ならないわけですか。

岩崎 はい。重ならない上に年間の審査件数が制限をされているので、1件しか申請ができない場合は、どのリストに申請するかを選択しなければなりません。

岡田 申請者側が選択をするわけですか。

岩崎 はい。

岡田 ありがとうございます。それに関して、私からも質問をします。評価機関の選考方法ですが、政府側からの委員が6名で、NGOの中からの委員が6名ですか。その人たちは、どのような母体から選ばれますか。

岩崎 締約国は、世界で6地域に分かれています。エレクトラル・グループといわれるものがあって、選挙のときに一つの塊になる選挙区です。それが6地域あって、日本であればアジア地域ですが、その地域から政府が推薦をする専門家を1人と、NGOを代表する1人を選挙で選びます。政府間委員会の場で、それぞれの枠に何人かの候補者が提示をされて、その人の経歴も開示をされて、政府間委員会の委員メンバーの人たちからの投票によって決まり

ます。

岡田 今は、それも含めて見直しの動きがあるわけですか。

岩崎 この評価機関の制度は、始まってから4、5年ぐらいで、今は1サイクルが終わったぐらいです。それ以前の制度からこの制度に変わったので、評価機関のやり方は少なくとも今、変えることはありません。今、一番問題になっているのは、評価機関と提案書を出している国との間のコミュニケーションであり、それについての議論がされています。

岡田 ありがとうございます。少しはっきりしてきました。後の個別の質問は水中に関してで、禰宜田さんに思いの外、たくさん来ています。技術的なことや材料に関する質問もきています。ちょっと漠然としているかもしれませんが、水中遺跡ないしは水中遺産の保存に関する技術はどのような状況で、どのようなレベルにあるのかについては、いかがですか。

禰宜田 陸上の遺物も水中の遺物も、掘り出したら一部の材質のものを除いて保存処理をしなければならないことになります。特に海に沈んでいたものには塩分が染み込んでいますから、脱塩をしなければならないことになります。海から取り上げた遺物を保存処理する場合は、陸上から出土した遺物以上に高い技術が必要です。予算も必要です。しかも、日本では海から出土した遺物の保存処理の経験が豊富ではありません。現在、保存処理に関して技術的な研究が求められている状況にあります。

岡田 特に水中遺産は、沈船が多いわけですが、木造や近代のものであれば鉄がありますが、それは放置をすれば、どんどんと腐って行って、なくなっていきます。今、それに対する対応はどのようになっているのかとの質問もありました。

禰宜田 現地に置いておくのがいいのかどうかという点ですが「モノ」なので、千年後か何千年後かは知りませんが、いずれはなくなることになります。保存処理は、その劣化を遅らせることしかできません。未来永劫残していくことができるわけではあり

ません。その中で、沈没船も現地で保存をするのか、引き揚げて保存処理をしたほうがいいのかの選択です。今の技術で、海の中や湖沼の中に沈んでいる沈没船の現状を把握して、現地保存がいいのか引き揚げたほうがいいのかの判断は、ケース・バイ・ケースでしょう。現在の技術から、どちらの選択がいいのかを個々に判断するのがいいのではないのでしょうか。また、保存処理の研究をすることが重要です。30年前にはできなかったことで、今ならできることもあります。今は現地に置いておいて、10年後20年後の次の世代、未来の子孫に委ねるような判断もあるでしょう。しゃくし定規に現地保存か引き揚げかをなかなか言いにくいのが、水中遺産の保護です。

岡田 ありがとうございます。その他には、水中考古学が専門分野の東京海洋大学の先生からも質問がありました。水難救護法を水中遺跡に原則、適応をすることやしないことについては、文化財保護法には明記をされないのか。これについては私も全く分からないのですが、何かコメントはありますか。

禰宜田 非常に難しい問題です。少し前も、トルコのエルトゥールル号の遺物引き揚げのことに対応せざるを得なかった時にも水難救護法を適用すべきかどうかを議論しました。水難救護法が適用されると、文化財保護の立場から保全をすることができなくなります。なので、水中遺跡を保護する立場からすると、水難救護法ではない枠組みで水中遺跡を保護する方向に持っていくこと、何かが起こった際には文化財保護の立場で水中遺跡を保護できるように進めること、が重要です。

岡田 それに加えて、基本的に日本の埋蔵文化財は自治体が主体とのことですが、水中に関しては、国がもっと主体的に行っていかなければならないとの話が最後にありました。自治体に大きな責任を負わせることは難しいとの理解で、よろしいですか。

禰宜田 地方公共団体が主体となるという理念を変えるわけにはいきませんので、地方分権のもとでというのが前提ですが、国は水中遺跡に関しては陸上よりもより主体的に関わりながら保護を図っていくということです。原則的なところは変えずに、つまり地方公共団体が主体となるという形で、国がうま

くバックアップをする、少なくとも技術的支援は必須です。そうした方向でいくのがいいのではないかと考えます。

岡田 (質問票を) 読んだ方が良いのかもかもしれませんが、私の理解だと、公海域での日本の沈没船に対する扱いや権利、太平洋戦争時の沈没船に対して、日本はどのような姿勢で臨むのか。今の水中に対するユネスコの条約は、そのものに対してどのような言及をするのか。その辺について、もしも答えることができればお願いします。

禰宜田 ユネスコの水産遺産条約では、沈没してから100年経つと文化遺産として保護の対象になります。いわゆる2045年問題です。批准をしている国は第2次世界大戦で沈んだものは保全しなければならないこととなります。これは、批准していない国にも非常に大変なことになる可能性があります。第2次世界大戦のものを今後どのように保護するか、これから起こってくるだろう課題になります。日本の場合には、指針は国が出すとしても、それを保護の対象とするかどうかを判断するのは都道府県です。今のシステムでは、A県は保護をしますが、B県は保護をしませんということも考えられるわけです。それがいいのかどうかは、その時に検討することになる問題です。水産遺産保護条約を批准する場合、クリアしなければならない難しい課題があります。批准が簡単ではない現状を少しでも理解をしてもらえるとうれしいです。それから、いま検討しているのは文化財保護法が及ぶ領海内のことです。領海外の太平洋戦争の沈没船の取り扱いなどは、さらに先の課題ということになります。

岡田 水中の条約を批准しているのは、60カ国でしたか。

禰宜田 はい。

岡田 それを積極的に呼び掛けるといいますか、条約の推進役を果たしている国や、どのような国がどのような背景で行っているのでしょうか。

禰宜田 オランダの場合は、東インド会社の船が世界各国に沈んでいるわけです。イギリスも同様です。

そのような国は、沈没船に対する権利を主張しなければなりません。軍船は造った国に権利がありますが、商船は関係国間の協議の中で、その取り扱いを決めるのです。沈没船の種類によっても権利の主張の仕方が違うという現状もあります。それからイギリスは、EUに残るかどうかという問題もあるので、批准をする方向だったのですが、現状ではその時期が少し遅れているようです。イギリスはまだ批准をしていませんが、オランダはそのような権利があるので、早くに批准し、その権利を主張しているのではないかと考えています。

岡田 皆さんが知りたいと思っていることは、日本は条約に加盟をしていない。条約に加盟をする方向にあるのかもしれませんが、それを遅らせていることや妨げになっている要因として一番のキーになるポイントについて、話せる範囲で結構なので、榎垣田さんの考えがあればお願いします。

榎垣田 難しいですね。これは日本に限らず、条約批准には文化財保護の立場だけで判断するわけではないことになります。文化財保護を越えた大きな枠組みの中で批准するかどうかを判断していかなければならない、文化庁だけの問題ではないことが大きいのです。しかも、批准する場合、文化庁は文化財保護法と条約の内容に齟齬がないような形でうまく条件整備をしていかなければなりません。例えば文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地で掘削をおこなうことを禁止することは記載されていませんし、違反した場合に制裁を課すことにはなりません。条約に批准すると水中文化遺産を対象とした活動を禁止する権利を有し、違反行為に対しては制裁を科す必要が出てきます。つまり、文化財保護法でもすり合わせが必要ですし、ほかの関係省庁の海に関する法令でも整備が必要な部分があるのではないのでしょうか。それらを全てクリアしてからではないと、条約の批准ができないと聞いていますので、現状はなかなか難しいのではないかと考えています。

岡田 文化庁は、昨年に組織がかなり変更をされましたが、世界遺産や無形遺産、水中の条約はどのような部局で扱われるようになったかの紹介をお願いします。

文化庁 フロアから失礼します。昨年10月から文化庁の組織の改編がありまして、世界文化遺産と無形文化遺産のそれぞれの条約は、新しくできた文化資源活用課の文化遺産国際協力室で担当をしています。水中文化遺産については、組織改革前は記念物課が担当をしていました。

岡田 榎垣田さんがいた所です。

文化庁 組織改編後は、記念物で扱ってきた埋蔵文化財に関しては、文化財第2課に受け継がれていて、水中文化遺産についても文化財第2課で担当をしています。

榎垣田 文化庁と外務省では、批准について検討をしていないわけではありません。批准する条約はたくさんありますので、検討の結果、批准に至っていないというのが現状だと認識しています。担当は外務省であり、取り巻く社会情勢などに変化があれば、その方向に動き出すこともあるのではないかと考えています。

岡田 これで水中遺産に関する質問は、一区切りです。あと少し質問に答えますが、これは最後のまとめで紹介をします。もう少し時間があるので、それぞれのパネラーの方から相互に意見や質問があったらお願いします。

西 今の水中の話について一件と、無形の話でも一件聞きたいことがあります。一つは、先ほども世界遺産が各国の制度によって成り立つとの話をしましたが、今の世界遺産条約のあり方は、基本的に各国のスキームの上に成り立つことが大前提です。他の



国の世界遺産になったものもきちんと尊重をするなどの条項もありますが、それは基本的に精神規定に近いです。条約制定時の話を聞くと、当時は今よりもさらに各国の制度があって、それぞれ尊重をする姿勢が非常に強かったようです。先ほども少し話をしましたが、複数国で推薦をしたものを1カ国が委員会の場でやめたと言ったら何が起こるかは、全く規定に書いていないので、分かりません。そのたびに考えなくてはなりません。

そのために世界遺産は、個別の国が批准をしやすいのです。他の国との調整を考えずにそれぞれが、日本なら日本の中でどうするかを考えれば、批准もしくは締結ができます。それに対して水中は、他の国の領海に別の国のものが沈んでいることもあります。国間の調整をしなければなりません。そのようなことが課題として挙がってくるとすると、世界遺産が今はともかく、40年前の最初にスタートをしたときと比べると、比較的難しく、その辺りは簡単に解決ができないのだろうと考えています。

もう一つは相互にとのことで、良い機会なので質問をします。今の無形の仕組みは、立ち上がる時には世界遺産条約が先にある、かなり上品な表現でいえば、それを見て、かなりの部分は世界遺産条約に対する反省によって成り立っています。上品ではない表現でいいますと、世界遺産に対するアンチテーゼとしての部分もあるのでしょうか。それと同時に、いろいろと話を聞いていると、問題としては世界遺産と似通った部分が多く出てきています。一方で世界遺産では、無形的な価値をどのように考えるかは、くり返し議論されています。

最近、特に地域住民がどのような関わり方をするか。最も顕著な例は、カナダの原住民に関するサイトです。先ほども無形の話のときにありましたが、それに対して評価機関が、カナダ国内にはいろいろな原住民に関連する資産が他にもあるので、それとちゃんと比較をしてみてくださいといったら、カナダ側はそのようなことはできない。そもそもするべきではないとのことで、正論だと思いますが、かなり強めの反発をしたこともありました。その意味では、無形にも有形の要素がありますが、過去の経緯と今の議論として、有形との関わりについては何か議論をされていることはありますか。

岩崎 質問ありがとうございます。この2、3年の

議論の中では、ユネスコの他の文化条約とのつながりを強調する傾向が強いと思います。委員会の議論では無形文化遺産のある地域に世界遺産がある場合など、二つの遺産のつながり、さらに二つの条約のシナジーを強調する傾向があります。雰囲気としては、世界遺産の無形と有名のシナジーをもう少し表に出していくべきではないか。それをポジティブに捉えていかなければならないとの動きがあります。実際にその議論は何回もされていますが、それを報告書などに明記するべきかという議論は、最終的には、われわれは無形文化であるので世界遺産との関わりを文章化するのは馴染まないという結論で、終わります。

岡田 ありがとうございます。質問票でも、無形遺産と世界遺産と重なる部分があるのか。もしあれば紹介をしてくださいとありましたが、今の議論がお答えになっていると思います。岩崎先生からは、何かありますか。

岩崎 今、話をしたとおりですが、ある一つの無形文化遺産の議論で、この地域に世界遺産があって、このような関わりがあるとのことを情報提供として発言をしてくる人たちは、とても多くなってきています。また、建物が建ってしまうと、それは有形になるわけです。それを造ることや補修するのに至る知識は、無形となります。その意味で、無形の部分の遺産と有形は切り離すことができないものである意識はあります。私たちの議論の中で、明らかに最終的なものが建物であれば、それをいくら無形として記載しようとしても、それは有形ではないかと否定されます。

世界遺産と無形文化遺産の一つの大きな違いは、私たちが議論をしているのは遺産そのものではなく、提案書に書かれている文書を議論しています。私たちはあくまでも、その文章の中に書かれていることが条約の精神にかなっているかどうかを議論しています。このように言うと身もふたもありませんが、提案書の書き方によっては記載される可能性が高くなります。先ほどもフランスの香水の話をしました。香水は難なく記載をされましたが、香水と商業性を切り離して考えることは絶対にできなくて、提案書では、そこはとても上手に書かれていました。提案書の中で、いろいろな攻撃材料になる前提を考

慮した巧妙な書き方をするわけです。

それに対して去年、私がとても残念だったのは、小さな村でクリスマスのオーナメントを家族みんなで集まって作る。学校でも手作りして、それを売る。まさに地域のキリスト教の伝統文化を生活の中で生かしていて、しかもそれが経済的な利益になる。これこそが、SDGsにふさわしいものだと感じる提案がありましたが、提案書の冒頭に「親会社」といわれるものが書かれていて、「会社」という言葉が出てくる事で判断するひとたちの見方が変わってしまう。

先ほどの質問にもありましたが、これから無形文化遺産保護条約の運用がどのように改善をされていくのか。ある意味で、提案書のみで記載・不記載を決定する現在の審査方法について、私はたかが紙ではないかと思っています。提案書という、たかが紙をもとに、地域の人たちが長く守ってきた歴史として、無形文化が否定や肯定をされる現在の方法ではなく、その提案書を完成させるために評価機関の委員が協力をして、地域の人たちと一緒に完成をさせていくべきではないかと考えてます。今後、そのような方向に改善して行ってほしいです。

岡田 意見をもらっている間に時間が近づいてきました。もうお一人2、3分ずつぐらいの時間しかありませんが、まずは西さんからお願いしましょうか。最後に、これからの世界遺産の条約や登録に関する議論の行方と、そこで日本が果たすべき役割や日本が主張すべきことを手短にお願いします。

西 前に建造物の修理技術の無形遺産申請のビデオを（自分は）建築が専門なので見せてもらいました。職人さんの絵が映る前に姫路城がぱっと映るわけです。そのときに私が何を思ったかといいますと、こういう映像の並べ方をすると、きっと無形の方には嫌われる。しかしそのようなギャップは非常に不幸なことです。例えば、修理技術や建造物を造る技術とできたものが切り離されることは、どう考えてもおかしいです。

それぞれ条約のルールもあるし、それぞれで上手に守っていけばいいことですが、その意味では先ほど世界遺産も今後、どのように議論が流れるか分かりません。少なくとも日本は世界の中で、特に無形分野は非常に先進的で、確固たる組織を持っている

との認識もされています。世界遺産と無形遺産の両方にきちんと意見を言えるという点が、日本の特質ではないかと考えています。その意味で、国内でもきちんと協働する必要がありますが、そのような道はあるのではないかと、ときどき感じています。

岡田 ありがとうございます。岩崎先生、お願いします。

岩崎 私はこの数年、条約に関わっていて、何か目的をはき違えてしまっている。記載をすることが目的ではなくて、無形文化遺産を保護することが目的であることを、みんながすっかり忘れていないかと思っています。その意味で、日本が貢献できるのは、まさにこの分野です。いろいろな成功例も失敗例も、保護できなかった場合はどうするのかなどの経験についても、日本は他の国が足元に及ばない程の経験の蓄積があります。日本だけができることなので、無形文化遺産の保護条約の本来の目的である保護をすることのノウハウや、日本の経験をぜひともシェアするようなシステムをつくることの積極的な動きをしていくべきだと考えています。

岡田 ありがとうございます。最後に欄外田さん、お願いします。

欄外田 岩崎先生が言われたことと同じで、水中文化遺産条約は批准にむけて課題があるわけですが、批准が目的ではありません。日本の場合は、たびたび言いましたが、その前にまず水中遺跡の保護体制を整備することが重要です。保護体制が十分ではないのに条約批准をしても、逆に日本は何をしているのかと言われかねません。まずは水中遺跡を保護する体制やシステムづくりをしていくことが必要だと考えます。ただし、世界の多くの国が水中文化遺産条約の批准に向けて準備を進めていることは間違いないところではあります。その時流に遅れてはいけないということも一方ではあるでしょう。批准に向けて文化財保護の立場からの課題整理と批准にかかる他国の情報収集は必要でしょう。この二つを両輪として、水中遺跡の保護、水中文化遺産の保全に向かって進んでいくことが重要だと考えています。ここにいらっしゃる方も、ぜひとも文化庁へ支援をしてもら

えると大変、ありがたいです。

岡田 ありがとうございます。きょうは、私自身も世界遺産に関してはいろいろな場で、かなり学ばせてもらっていますが、水中遺産や無形遺産については、専門の方からこれだけの話を聞く機会を持てたことは、非常にうれしいことですし、勉強になりました。ありがとうございます。特に最後は3人の先生かたが、それぞれ条約やシステム、目的。本当は元の文化遺産の保護に戻らなくてはいけない。そこを忘れてはいけないというふうにお話を伺いました。皆さんからはたくさんの質問があつて、それに十分に答えられたかは心もとないですが、もう時間となりましたので、ここで終わりとします。先生がた、ご協力ありがとうございました。皆さんも、ご清聴ありがとうございました。





閉会挨拶

ともだ まさひこ
友田 正彦

(文化遺産国際協力コンソーシアム 事務局長)

本日は、長時間にわたり当研究会にご参加いただき、ありがとうございました。
研究会の意義はいろいろとありますが、本日の研究会に関しては、まずは最新の情報に触れられることです。世界遺産条約をはじめとして、目下何が議論をされているのかについて、随分とホットな話題を聞くことができました。それと同時に、このような場面で毎回感じるのですが、普段は当たり前のように感じていて取り立てて考えないような基本的な事柄について、あらためて立ち返って考える機会として非常に有意義でもあります。その意味で、きょうの話聞いていて感じたことが二つあります。

一つは、非常に素朴な問い掛けで申し訳ありませんが、文化遺産は誰のものなのか、ということです。

世界遺産条約なら人類全体の文化遺産、無形文化遺産条約ならコミュニティーの財産としての文化遺産との捉え方があり、水中遺産条約には国と国の関係を調整する役割があります。文化遺産は誰のものなのかという観点からすれば、ある前提に基づいてそれぞれの制度が作られているということに、あらためて思い至りました。

もう一つは、きょうの話はいずれも世界的な条約制度に関係する発表でしたが、例えば世界遺産といってもあくまで一つの制度であるということです。それだけが文化遺産ではないわけで、これらの制度の中に組み込まれていくものは、あくまでも文化遺産の総体の中の一部でしかありませんし、その価値のうちのある一つの側面だけを切り離して評価している部分があることも否めません。それでも何故そのような制度ができているのかといえば、最後に岩崎先生が言われ、岡田先生もまとめられたように、保護のための国際協力の一つの枠組みをつくることを大きな目的として、制度が作られ、導入されてきたわけです。ばらばらに行われるのではなく、一つのルールに基づいて行われていく。どのようなことが保護上の課題なのか、問題点を共有する機会でもあります。

一つの共通言語を持って、世界が共通の課題に対して取り組んでいくための枠組みであるということ、あらためて理解しました。

日本としても今後、各国の文化遺産に対して、あるいは国際的に協調しながら協力していく中で、このような制度を有効に活用するとともに、それらのさらなる改善のために役立つことができればと思います。私ども文化遺産国際協力コンソーシアムとしても、皆様がそのような活動をされる上で情報提供などを通じてお役に立つことができれば何よりですので、今後ともご協力のほどをよろしく願いいたします。

最後になりますが、本日ご登壇いただいた発表者の3人の先生方と、ファシリテーターを務めていただいた岡田先生に、皆様からの大きな拍手をもって改めて感謝申し上げます。





JCIIC-Heritage